

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（494）
2. 日時：令和5年4月14日 13時30分～15時50分
16時00分～17時35分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官※、平本安全審査専門職、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループリーダー、他9名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等（SAT105-9 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】（SA48 r. 4. 2）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

【48条】(SA48-9 r. 4. 2)

- (5) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等)
- (6) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)
- (7) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- (8) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- (9) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 5. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r. 5. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r. 4. 2)
- (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r. 4. 2)
- (13) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等)
- (14) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備)
- (15) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等
- (16) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備
- (17) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 5. 0)
- (18) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆

発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等（SAT109-9 r. 5. 0）

- (19) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r. 4. 2）
- (20) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r. 4. 2）
- (21) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等）
- (22) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）
- (23) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
- (24) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- (25) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT110 r. 5. 0）
- (26) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT110-9 r. 5. 0）
- (27) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r. 4. 2）
- (28) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r. 4. 2）
- (29) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等）
- (30) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備）
- (31) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
- (32) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第53

条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
(33) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合
状況について 技能1.5 /第四十八条, 技能1.8 /第五十一条, 技能1.9
/第五十二条, 技能1.10/第五十三条

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁アキモトですそれでは本日のヒアリングを開始します今日は主設備手順関係でまずは48条と、1.5ですね、の1.5から、
0:00:15	説明をお願いします。
0:00:19	はい。北海道電力藤田です。では本日、次の1.548条から4条文、続けてご説明させていただきたいと思います。
0:00:29	本日2回目、それぞれ2回目のヒアリングということで、コメント、前回いただきましたコメントをの回答を中心に進めさせていただきたいと思います。
0:00:41	また今回、技能の方ですけども、それぞれ添付資料をすべておつけしてございますこれで一応不パッケージとなります。
0:00:49	では説明は、太田の方からまずさせていただきます。
0:00:58	北海道電力の小田です。本日、技術的能力1.5の説明でございますが、まず資料2-5。
0:01:06	ヒアリングコメント回答リストにて前回のヒアリングにおけるコメント回答を1件させていただきまして、次に
0:01:16	実習生について、
0:01:19	修正を行った案件について、資料2-7、記載適正化箇所リストから、手順の対応要員を見直した案件。
0:01:29	ご意見ございますので、そちらについて1件説明させていただいた後、その他案件としまして、新たに追記した事項や、資料の適正化に関する事項、
0:01:40	について数件ございますので、それについて説明させていただきます。いずれも資料2-2の1.5の比較表を用いて説明させていただきたいと。
0:01:51	思います。それではよろしくをお願いします。
0:01:55	まず、前回ヒアリングのコメント回答でございますけども、資料2-5のヒアリングコメント回答リストでございますけども、
0:02:04	遡上リストを参照しながら、比較表を見ていただきまして比較表の取りまとめた資料の5ページ、
0:02:12	お願いします。
0:02:24	比較表の規制方針の相違さんのところでございますけども、
0:02:29	代替補機冷却の手順について、大賀大容量ポンプによる補機冷却Ⅱ補機冷却水通水の手順の項目が一つであること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	に対して、泊はA5 中にポンプとAの制御空気圧縮系の補機冷却水の通水の手順の項目を分けて記載しております。
0:02:49	いずれも通水対象は大井も泊も、1 台の注入ポンプと、制御用空気圧縮機であることには変わりはありませんけども、泊が記載を分けた理由。
0:02:59	について明確するように、明確にするようにコメントをいただいております。
0:03:04	これはそういう欄の黄色ハッチング箇所について記載を追記してございます。
0:03:11	まず分けた大きな理由としましては、代替補機冷却に使用するポンプ車の容量の違いによるものでして、まず、追記した箇所の1 ポツ目でございますけども、
0:03:23	泊の代替補機冷却で使用する、川又緒方総理ポンプですね、有効性評価における、最大負荷を賄える容量、
0:03:32	はあるんですけども、それら負荷に加えて制御用空気圧縮機への通水までは担保できないという可能性がありますので記載を引き保険必要がありまして、
0:03:44	制御用空気圧縮系の補機冷却水通水は、ポンプ車の容量が、容量に余裕がある場合に行うこととしているというのがまず1 ポツ目。
0:03:54	2 ポツ目でございますけども、大井の大容量ポンプ車なんですけども、有効性評価における最大負荷に加えて、制御空気圧縮機にも続い可能な、
0:04:05	容量に余裕のあるポンプ車を配備しておりますので、泊のようにして対応した分ける必要がないと。
0:04:11	というのが2 点目でございます。3 点目に、3 ポツ目に代替補機冷却により、制御空気圧縮着の機能を回復して主蒸気逃し弁を開かせると。
0:04:22	いう手段を自主対策としているのは、関法人は大江も泊も同様でございますので、当該手段は必須ではないと、いうことを整理してございます。
0:04:32	コメント回答については以上でございます。
0:04:36	続きまして資料2-7、記載適正化箇所リストでございますけども、資料2-7、お願いします。
0:04:53	5 ページものでございますけども、ほとんどの内容が誤記訂正だったり、記載表現の適正化。
0:05:01	あと、他の審査項目でのヒアリングにおけるコメントの水平展開を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	行った修正でございまして、それらの内容についての説明は割愛させていただきますけども、この中から1件、リストの5分の5ページをお願いします。
0:05:21	上から3番目にナンバー28についてですが、タイムチャートの対応要員の見直しを行っております。
0:05:29	その点についてご説明させていただきます。
0:05:32	比較表の99ページをお願いします。
0:05:44	比較表の99ページでございますけども、
0:05:47	泊の永川型大型送水ポンプ車による注入ポンプの補機冷却水通水のタイムチャートのうち、黄色の箇所で困っている、
0:05:59	運転員カッコ現場BとCの操作でございますが、
0:06:03	ここはもともと運転員Bと運転士がそれぞれ分かれて、単独作業で系統構成を行うこととしておりました。
0:06:12	ここの系統構成については内部溢水時に水のたまる可能性がある。
0:06:17	原子炉建屋の最下層エリアへアクセスする手順でございますので、作業員の安全に配慮して単独作業から二名作業に見直しを行ってございます。
0:06:29	結果、もともとが1名で各々1時間で系統構成を行う。
0:06:35	タイムチャートになってございましたが、二名と一緒にエコ同時作業を進めるということで、二名による2時間で系統構成を行うというタイムチャートに見直しをさせていただきます。
0:06:49	その見直しを行いましたが、当該手段が開始されるまでの想定時間の270分っていうのと、対応要員の増減はございません。
0:07:00	あと同様の見直しを
0:07:03	比較表の101ページなんですけども、こちらについては制御用空気圧縮機へのOK冷却系これも同じでございますので、これについても先ほどの手順と同様の見直しを行ってございます。
0:07:20	続きまして取りまとめた資料に新たに追加した内容についてでございますが、
0:07:26	取りまとめた資料の比較表のですね、3ページをお願いします。
0:07:39	全体にキーマッチングかかっているところでございますけども、
0:07:44	もともと操作手順を記載しているところに個々のそういう理由を整理してたんですが、その内容を取りまとめた事業の整理対象に追加したものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:56	これ以前のヒアリングでも紹介させていただきましたが、改めて内容紹介させていただきますと、
0:08:03	大井が、大容量ポンプというか型のポンプ車を用いて海水を供給して、代替補機冷却を行う手順なんですけども、
0:08:11	ポンプ車から河端放送海水系に接続して、
0:08:16	海水系を経験して原子炉補機冷却水系へ海水を供給するという手順であるというのが1点と、あと系統間を接続するために、JISタンスピースの取替作業が必要です。
0:08:29	一方泊でございますが河東型送水ポンプ車からの看護頭数を減少系冷却系へ直接くつ属する
0:08:38	手順ですて、海水を経由しないで、海水を供給すると。
0:08:43	いう設計でございますて実算スペースの取替作業も不要という、そういう点を整理した内容でございます。
0:08:52	その説明は以上でございます。あと、先ほども藤田から紹介ございましたが、今回新たに添付資料、追加してございますが、
0:09:02	添付資料につきましては泊ユニークの添付資料はございません。
0:09:07	比較表の最終ページに、添付資料の作成状況整理表をこれ、水1回目にも出させていただきますけれども、新たに更新したものを添付してございますが、
0:09:20	全体構成としては大井を比較し税。
0:09:23	線審査基準の設備の対応、対応表であったり、電源構成図等については女川の審査実績を踏まえて内容の充実化をしてございます。
0:09:37	添付資料の説明については以上でございます。
0:09:42	続きまして資料の不備等について2件ほどございましたのでご説明させていただきます。まず比較表の93ページ、お願いします。
0:09:58	はい93ページです。
0:10:05	泊の概要図を見ていただきたいんですが、
0:10:09	右上が右上なんですけども修正箇所の黄色が声があるだけで、ここに本来され、記載されるべき、概要図の凡例が抜けてしまっております。
0:10:21	これは本体側の資料には表示できておりまして、そちら側から張りつけるためにちょっとコピー範囲に移ってしましまして、抜けてしまったものでございます。申し訳ございません。
0:10:34	続きまして比較表の65ページ、お願いします。
0:10:46	表があり付けられてますけども泊の表でございますけども、ここはデービー拡張設備の対応手段を整理しているところでございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	表の中の一番右囲いの右に黄色く囲ってる部分ですね、表の設備分類の欄を
0:11:06	ここはもともと設備分類をしてございましたが、技術的能力 1.0 の添付資料で、技能の各審査項目で整備する対応手段と、
0:11:16	有効性評価の事故シーケンスを対比した保守処理事業がございますけども、
0:11:22	そちらの整理結果踏まえまして、当該手段については 37 五条有効性評価に適用する、対応手段として、b を追記しまして、
0:11:32	A から AB と修正してございます。この件につきましては、申し訳ございません資料適正化箇所率に反映できておりませんでした。
0:11:42	ちょっとピックアップできてませんでしたので今回口頭で紹介させていただく形として、
0:11:47	させていただきまして大変申しわけございません。
0:11:53	続きまして比較表の 13 ページ、お願いします。
0:12:08	これ、多分のヒアリングであった件なんですけども、泊檀のここにし上から自然対流冷却の設備、
0:12:18	羅列してますけども、上から 7 ポツ目ですね。
0:12:22	見ていただきたいんですけども、河本大野計測装置と、
0:12:26	いう、これを抜けなんですけども、
0:12:30	横並びで大井の裏を見てもらいますと括弧書きで入口温度出口温度と、これ泊も必要な記載なんですけども今回資料の範囲に追いついてませんので、
0:12:40	次回定数に反映させて反映して出させていただきたいと思います。
0:12:48	あと最後ですがもう 1 件、
0:12:51	昨日 1.4 のヒアリングにおいて
0:12:55	蒸気発生器 2 次がフィードアンドブリードの手段で蒸気発生器から排水する。
0:13:01	ことの記載表現に関して以前コメント、コメントというかお話があったとございます。
0:13:07	あったと思いますが、比較表の 35 ページをお願いします。
0:13:18	比較表 35 ページの上から (3) の a ポツ、
0:13:22	蒸気発生器二次側のフィードアンドブリードという項目ありますけど、その 2 パラグラフ目ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:30	ここですね途中から読ませていただきますけど主蒸気ドレンラインを使用し、温水ピットに排出させる技術を確認し配置すると、この記載表現について1.4側でコメントいただいておりますけども、
0:13:44	ここで1.5の方で大井さんと横並びで比較すると、大井さんと青野1号では同じ記載表現だと。
0:13:52	ということで、
0:13:57	公表記載については1.5では同じと。1.4についても、泊は1.5と同じ記載表現としてございますので、現状の記載。
0:14:08	このままでいかせていただきたいと考えてございます。
0:14:12	技術的能力1.5の説明については以上でございます。
0:14:25	規制庁アキモトですそれでは確認に入りたいと思います。
0:14:31	まずは、
0:14:53	規制庁アキモトです取りまとめた資料の3ページ、
0:14:59	これはちょっと確認だけというよりはちょっと私が
0:15:02	地域話題ないだけなんですけど、④番の温水ピットなんですけど、
0:15:08	これってあれなんすかどこら辺にあるんですか格納容器内にあたりするでしょ。
0:15:14	北海道電力太田ですタービン建屋の一番地下にあります。
0:15:19	はい。
0:15:21	以上です。
0:15:43	と規制庁アキモトです1.5の49ページで、
0:15:49	優先順位、
0:15:53	選択が書いてあって、3、
0:15:58	これ、三原というか、可搬型大型送水ポンプ車によるルーの赤字のところなんですけど、
0:16:05	ここ、ここは別にこのまま変わらないっていう理解でいいですよ。
0:16:16	北海道電力古谷でございます
0:16:19	過剰規範整形の注水それから原子炉容器とかCvの直接I I的に注水する時に、送水ポンプ車を使う場合は、
0:16:31	中断させないように、海を選択するというので、変更、このまま行かせていただくことで考えております。
0:16:42	原子炉容器とCvについては大井さんも海をアノウチ可搬で注水しますので、その使い方は同じというふうに考えてございます。以上です。
0:17:17	規制庁秋本です1.5-97ページで、
0:17:25	と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:28	図で言っただ. 5.7ズーで、
0:17:33	右上の方2、ボンベ、可搬型窒素ガスボンベから、
0:17:40	出ているところなんですけど、
0:17:44	これ、ワー
0:17:49	ちょっとこの図が、
0:17:51	よくわかってないだけなんですけど二つ。
0:17:55	方ホースじゃないのか、実火右側というか真ん中にあるのは、ホースのズーんなってて、
0:18:06	その横はバルブがついてる常設なんですかね。
0:18:14	カプラがあって、それが次のところにドウツウ、繋がってないけど、これはホースっていう、
0:18:24	二つとホースみたいな感じですか。
0:18:29	北海道電力太田です。ご理解の通りで問題ありませんが、これ今、
0:18:35	左側の凡例にもありますけども薬品添加5というものがございすけども、
0:18:40	ここボンベボンベからの窒素供給する時はこれを取りまして、まず歩つないで、あと弁つきのホースみたいのがあるんですけども、そこを取った場所に接続しまして窒素を供給すると。
0:18:53	いう手順ですすみません、1.5だとですね窒素加圧する手順の概要図を示しておりませんので、技能1.7の概略系統だとわかりやすいかと。
0:19:04	思われますんで後、後日1.7ありますけども、そちらで参照できるものと思います。
0:19:16	規制庁アキモトですこれじゃあ左の。
0:19:20	バルブつきのやつっていうのが、
0:19:25	取るっていうことなんですか。
0:19:29	説明悪くて申し訳ござい。北海道電力太田でございます。この二つの本数が、両方つく。
0:19:36	てことですね弁つきのやつと、あと野辺から
0:19:41	接続エリアまで延ばす方ですねそれが右側の方になるんですけども、あと近くまで薬品添加高まで持ってって薬品添加後に、
0:19:48	その弁つきの何ていうかホースっていうのもありますが十分みたいのがあるんですけども、それを接続して、そこの弁弁を開けてラインを作っているという構成になります。
0:20:00	おっしゃる通りでございます。
0:21:38	規制庁アキモトです何となくわかりました。じゃあ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:45	日英とこの枠のボンベのこの枠の中の左側の、
0:21:52	やつが何を指しているのかが、
0:21:55	わかるように、
0:21:57	知っておいてもらってもいいですかね。
0:22:01	北海道電力を対象としました。この中、弁つきのですねホースリーのようなものが何かっていうのを凡例に追記しまして
0:22:11	これは何であるかというのを示すようにしたいと思います。以上です。
0:25:23	規制庁アキモトですわかりましたそれで1.5の、120ページですね。
0:25:32	これもちょっと考え方を確認だけなんですけど
0:25:36	常設代替交流電源設備B Eが既設新設になってて、あれ親切じゃないのってちょっと思ったんですけど
0:25:48	既設のラインライン図が母線とか使ってるからとかそういうことなんですか。
0:26:03	北海道電力大田リックス小西木野通りで代替非常用発電機につきましては常設。
0:26:11	新設したものだったりしまして、母線については常設ということでございますので既設と常設が両方記載させてるという状況でございます。
0:26:24	規制庁アキモトでそれってあれですか、センコーもそういうことになった。
0:26:30	出るんですか。
0:27:50	北海道電力の藤田です。
0:27:52	ちょっと今すぐ回答できませんので、選考をのPLANTさんの状況等もう一度確認させていただいて、適切な記載、2であるかどうか確認させていただきたいと思います。
0:28:08	規制庁アキモトですわかりました。それで、あとはですね、
0:28:15	と、
0:28:24	1.5の147ページで、
0:28:29	この添付資料をつけていただいて、その2ポツの操作芭蕉で、
0:28:37	P、
0:28:38	簡単な確認ですけどT P Pの、
0:28:41	P4.35メートルっていうのはあって、
0:28:47	しも太っキットの時もあるん。
0:28:50	ってちょっと思ったんですけどそういう種目体験の時もある感じなんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:00	北海道電力の太田でございます。まとめ資料全体としてこの二つの図を書くっていうすいません確認してございませんが、これ確認させていただきたい。
0:29:10	ですけども、
0:29:12	報告の記載については図面、泊に配備している
0:29:18	実際の平面図あたり方の機器。
0:29:22	E Lをそのまま転記したものでございまして、これが適切かどうかをすいません確認させていただきます。以上です。
0:30:31	原子力規制庁の平本です。
0:30:39	ちょっと教えていただき、説明していただきたいんですけども、取りまとめ資料の、
0:30:44	5 ページ目で、
0:30:50	今回この③のところですが、
0:30:55	コア注入ポンプへのへの海水通水等それから制御空気圧縮機への開設し、
0:31:03	について書かれていて、
0:31:05	ポンプ車の容量が全部
0:31:11	通水するには、足りない可能性があるんで、
0:31:15	ぱり、足りる、
0:31:19	容量に余裕がある場合に、制御用空気圧縮機へ通信すると書いて、
0:31:25	いただてるんですけども、どういう場合に、その容量に余裕があるとか、
0:31:32	栄養容量に余裕がないとかっていうことが、
0:31:35	起こるんでしょうか。それをちょっと教えてください。
0:31:38	北海道電力太田でございます。まず1ポツ目キーマッキング化というところですね、最大負荷として、三つ、設備を挙げてますけども、Aの高圧注入ポンプ、
0:31:50	あと格納容器雰囲気ガス試料採取設備、あとCでの主格納容器再循環ユニットを同時通水に対して一応負荷を賄えるという設計でございます。
0:32:02	必ずしもこの3台を通水するというわけではございませんでして、炉心損傷、
0:32:09	格納容器破損防止のシーケンスですとチューブによる再循環というのは行いませんので、そのあと負荷に余裕が出てきますんで、副長課としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:20	2番目の四角の記載受格納容器雰囲気ガス試料採取設備、あと仕入れの学力再循環ユニットというふうになりますんでそういった場合に、終われば防ぐ空気圧縮機に通水できるということになります。以上です。
0:32:37	わかりました。規制庁平本ですわかりました。その場合に、
0:32:42	深尾ですね、
0:32:47	今回はご購入通水して今回はここに通水するっていうふうに、通水する負荷を切り分ける必要があると思うんですけども、それを具体的にどうやってやってるんでしょう。
0:32:58	北海道電力大田です。タイムチャートにですね系統構成っていうのを1時間2時間ぐらいとってます。1、2時間か通ってますけども、系統合成の過程におきまして、
0:33:10	綴りにしない深野で答弁を締めると。
0:33:14	いう指定室長深見だけ流れるようにて答弁で系統構成を行うという手順でございます。以上です。
0:33:23	衛藤規制庁平本です。現場で手動弁を操作して、衛藤深尾、切り分けているということで理解いたしました。
0:33:44	もう一つありまして、1-5-16 ページですけども、
0:33:50	その1の、この16 ページに、
0:33:53	S G直接給水用高圧ポンプ、
0:33:56	の話が書いてあるわけですが、
0:33:59	このS G直接Ⅱ a 給水用高圧ポンプは使用は、
0:34:04	常設の電動給水ポンプと、
0:34:09	電動補給水ポンプと同じ予定と流量だと、いうふうに書かれてますけど、
0:34:17	これは他の先行プラントで実績があるやり方なんでしょうか。
0:34:25	北海電力太田でございます。泊のS G直接給水よこすポイントが補助給水。
0:34:32	ポンプと同等のスペックだと言うのが他ののプラントとどうありますかというご質問として理解いたしました。伊方3号炉が、泊と、
0:34:41	補助、補助給水ポンプと、同じスペックの
0:34:45	常設の注水ポンプを配備してございます。以上です。
0:34:54	規制庁平本ですわかりました。
0:34:57	その時に、
0:34:58	ここの1-5-16 ページのところには、S S Gドライ度まで間に合わない、注水開始まで約60分の時間を要して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:11	ドライアウトに間に合わないと、書いてございますけども、ドライアウトに間に合わないということは、炉心の冷却ができてないと。
0:35:18	ということだと思いますけども、
0:35:21	そのあとに、文章として、
0:35:24	補助給水ポンプの代替手段として有効であるとして書いてあるわけですが、これどういう観点で有効であるというふうに判断したんでしょうか。
0:35:35	北海道電力の藤でございます。基本的に自主対策設備の理由として最後のきめ文句といいますか、上のAの電動主給水ポンプの規制を見ていただければわかるんですけども、
0:35:47	S A の設計要件を満たさないんですけども、使えれば使いますと、機能すれば代替の機能、注水手段として有効に機能しますという意味で記載しているものでございます。以上です。
0:37:26	規制庁平本です。
0:37:31	使えれば、自主対策設備なので、使えれば使え、使おうと。
0:37:36	使えるような場面もあり得るかもしれないので、共有しておこうと、そういうふうなことで、これを
0:37:46	設備されてるということで理解しましたけどそれでよろしいでしょうか。
0:37:51	北海道電力古谷でございますご認識の通りでございます。以上です。
0:38:31	規制庁平本です。衛藤最後、すいません。
0:38:36	1-5-31 なんですけど、
0:38:39	これも自主対策設備ですが、所内用空気圧縮機による、主蒸気逃し弁の機能回復と、
0:38:47	というのが書いてますけども、これ中央制御室から弁の切り換えをやるというふうに書いていただけてるんですけども、
0:38:57	その
0:38:58	何ですか、悪影響。
0:39:00	防止って言うんすかね。
0:39:02	それはどのようにされてるんでしょうか。
0:39:18	要は、所内用空気圧縮機というのは、常用系の設備ですよ。
0:39:25	それを
0:39:28	安全系の積極系統に接続してしまうわけですから、
0:39:35	その時にもしも常用系の設備が、
0:39:39	壊れてるとかね。
0:39:43	行った場合に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:44	安全系の制御空気、
0:39:49	そうしてしまおうしてしまうんじゃないかと。
0:39:52	いうふうに、
0:39:54	それでもなんでしょう。
0:39:58	北海道電力古谷でございます。
0:40:01	まず所内用空気圧縮機を使ってですね主蒸気逃がし弁の駆動用のその空気をバックアップするためにこの
0:40:12	所内用空気圧縮機を使えたら使うということで自主対策設備として、手順として整備してございます。所内用空気圧縮機についてはおっしゃる通り、耐震のない設備でございますので、
0:40:27	これが使える状況ということは
0:40:34	安全系のラインに
0:40:37	つなげてもう、多分地震の影響等があまりない状況だと思ってまして、それを使える状況であればそれも総合判断してですね、悪影響がないことも判断して使うということになると思います。
0:40:53	この所内の空気の初期は当然
0:40:56	耐震性がなくて使えない場合も考えておりますのでこの場合には、そう。手動操作によって主蒸気逃がし弁を開けて、それを重大事故等対処設備として設けておりますので、
0:41:10	そちらを使いに行くということで、こちらが使えない、またはこちらが悪影響を与えるという状況であれば、SSGの手順を使うということで考えてございます。以上です。
0:41:24	規制庁平本です。ちょっと質問が曖昧で申し訳なかったですけども、室と聞いたかったのは、
0:41:32	事故時ではなくて、
0:41:36	通常時ですね。
0:41:38	その時に、例えば弁の回路が、その辺の対応が安全系なのか、条件なんかちょっとわかりませんが、
0:41:47	何か誤動作して、それで、
0:41:51	剰余系等安全啓発繋がってしまうようなね。
0:41:55	そういうことは、
0:41:56	有り得ないんでしょうかというそういう、
0:42:06	北海道電力の藤田ですけども、
0:42:08	通常じゃ、
0:42:11	切り離されて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:12	あれOVですかね。
0:42:15	フェイルクローズの
0:42:17	空気作動弁で切り離されてまして、空気喪失してもあかないような状態ですね。
0:42:23	必要に応じて、
0:42:26	使う時になったら、入力信号を入れて目を開けると。
0:42:31	そこで切り離してるということになります。
0:42:33	そこからの耐震も変わるってことです。
0:42:36	耐震のクラスは、
0:42:38	以上です。
0:42:40	伝わりましたでしょうか。
0:42:42	誤操作防止みたいなことは特にやってないってことですね、そしたら。
0:42:47	誤操作防止の方は、保健所北海道電力の藤田です。伴坂野設計そのもので誤操作防止というのをしておりますので、
0:42:57	はワンクッション入れるっていうんですかね。
0:43:00	その場の設計で誤操作しないように、必ず人ワンクッション入れないと操作しできないといった設計になっておりますのでそこで誤操作防止を図られているということになります。
0:43:20	規制庁平本です。坂野設計で誤操作防止を図られていて、悪影響募集というのを図られていると。
0:43:27	いうふうに理解いたしました。
0:43:31	と私から以上です。
0:46:02	規制庁アキモトそれでは、1.5は以上で、続いて48条に行きたいと思えますもし何か、戻りたいことあればいつでも戻っていただいても構いませんので、
0:46:16	はい。続いて48条いきたいと思います。はい。
0:46:21	はい。はい。北海道電力の内谷です。それでは48条のご説明を始めます。
0:46:29	今回2回目ですのでコメント回答と、記載適正化箇所リストのうち、特にご説明したい部分。
0:46:39	を抜粋してご説明して参ります。まずは資料2-6。
0:46:44	コメント回答リストをご覧ください。
0:46:48	ナンバー1、ダクト開放機構の表現ですね、あたかもユニットが開放するように読める表現になってますと、いうことを前回ヒアリング時にご指摘いただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:02	回答概要欄に旧と新とありますけれども、記載をですね、
0:47:09	何ていうんでしょう、自動作動するダクト開放機構を有する再循環ユニットがという主語になっていたの、ちょっと読み間違い
0:47:20	てしまうような記載になっておりましたので、
0:47:23	そこはぱっさりとを削りまして、
0:47:28	自動作動するダクト開放機構が、温度によって開放するという形で見直しております。これは比較でいきますと 48-6 ページと、12 ページにヶ所ほどありましたので、修正しております。
0:47:44	ナンバー2。
0:47:45	泊の場合原子炉補機冷却設備の中に、CCWである原子炉補機冷却水設備と、SWsという海水系の
0:47:57	原子炉補機冷却海水設備があるというところで、動きなのか、記載のぶれなのかというのがちょっと、読みにくいことになっておりましたので、
0:48:10	原子炉補機冷却設備のうち、冷却水設備とか、
0:48:17	のうち、排水設備という形に見直すようにしております。結構高齢の出てくる場所が多数ありますが、48-6 ページ等、木、
0:48:30	比較表の方では黄色で記載いたしています。
0:48:34	ナンバー3です。
0:48:37	これは記載の無礼でした。一部のところでは、代替補機冷却のところですよけれども、高圧注入系の機器で発生した熱を言ってるるところと、機器っていうキーワードが入ってないところがございましたので、
0:48:52	比較表でいうと 48-14 ページとか、
0:48:56	21 ページにちょっと抜け抜けていたというかそちらにもちゃんと機器ということを出しまして、
0:49:03	この中にポンプのモーターとかそういうところで発生した熱を除去するんですというのを読み、読めるようにいたしました。
0:49:11	ナンバー裏面行きましたナンバー4です。
0:49:16	こちらは系統図です。タービン動補助給水ポンプの駆動蒸気ライン、二つ分かれて、
0:49:25	止め弁。
0:49:26	があるものですよけれども 45 条とか 46 条で、ご質問というかですね、記載の整合を図るようしていたものを、
0:49:36	が反映できてなかった部分、技術的能力と合わせて、系統図を反映してございます。絵としては、何ページ、33 ページですよけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:49	足蒸気管から分岐したところに電動弁、並列にこうですね。
0:49:54	記載をしております。
0:49:57	そして同じように系統図ナンバー5。
0:50:00	可搬型大型送水ポンプ車からのラインです。
0:50:05	第1ルートとか、第2ルートっていうような書き方をさ、当初してございました。特に、
0:50:14	優先順位を示しているわけではありませんでしたのでこれも他と、
0:50:19	他の条文も合わせてですね、
0:50:23	ポンプ車を使う、の時には
0:50:27	修正、
0:50:28	をしてございます。コメント回答は以上になります。
0:50:34	続きまして、資料2-8、記載の適正化リスト、ちょっと動きとか抜けとかの修正が多いですけども、
0:50:46	1ページ目のNo.4だけ、一応触れさせていただきます。
0:50:53	原子炉容器冷却水系だとか系統だとか設備だとかいろんなパターンがあったんですけども、基本原則こちらに記載したようにですね、
0:51:04	設置許可カー、弊社の設置許可申請書としては基本、
0:51:09	何とか設備という言い方が、がメインでしてますので、
0:51:13	設備として記述する際には設備名称で表しますと、
0:51:18	或いは、運転操作手順とか系統構成をするときには、何とか系という言い方をしますと、
0:51:27	系統っていうのは、既設置許可でもあまり使っていない言葉ですので原則系統というふうな言い方はしません。
0:51:36	ただし、基準、
0:51:39	いやガイドなんかで系統とか、その系統の独立性みたいな時とか、そういう部分では系統って言いますけど、物や設備を表すときに系統っていうのは基本用いませんと。
0:51:50	ということで、全体的に、
0:51:54	また場も含め、このような見直しを順次進めておりますというところでございます。
0:52:01	48条は、ご説明以上になります。
0:52:09	規制庁沖本ですそれでは確認に入ります。
0:52:14	48条は、
0:52:16	48-16 ページで、
0:52:23	へえ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:24	と、大体、ごめんなさい、下のところで電動補助給水ポンプ、タービン 動補助給水ポンプどんなズラズラって、
0:52:35	並びに、蒸気発生器は青字になってるところからなんですけど、
0:52:40	原子炉格納容器内に設置し、
0:52:44	原子炉建屋ない脳、原子炉補機冷却水ポンプ、
0:52:52	と異なる区画。
0:52:57	に、
0:52:58	順番水ポンプ建屋の道具と異なると。
0:53:10	規制庁秋元です。何て言ったんでしょう。ちょっと他条文でも、
0:53:16	原子炉建屋の取り扱いというか、現象格納容器って原子炉建屋、
0:53:24	の家というか、にしてて、これもう1滴分散いうときに、原子炉建屋な いのっていうのが、原子炉補機冷却水ポンプは、それが正しいのかどう かっていうのは、
0:53:39	ちょっとよくわかんなくて、
0:53:41	これって何か回答あります。
0:53:45	はい。北海道電力の石谷です。今デービー条文側で、建屋の名称となん ていう括りが話題になっていることは認識してございます。
0:54:00	今回資料にはまだ反映できてないですけど、ここ原子炉建屋、
0:54:06	と各課或いは周辺補機と比較或いは原子炉建屋括弧周辺補記と、何かち よっとそういう工夫をする必要があろうというところは認識がございま す。
0:54:20	なので、まずここで述べたいのは、電動補助給水補助給水ポンプ類が、 いわゆる
0:54:29	周辺補機等にあり、安藤。
0:54:33	蒸気発生器は、
0:54:35	格納容器の中にあります。
0:54:38	で、位置的分散を図るべき対象がDB設備である、その強いCWポン プ。
0:54:46	あとは、
0:54:47	まず、異なる区画ですね同じ周辺不鬼頭だったりしますので、
0:54:52	うん。あそこは異なる区画。
0:54:55	循環水ポンプ建屋とは、建屋が別なので、異なる建屋ですと、述べた方 がよかったかと今ちょっと考えてございますちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:06	幾つかの設備が並んでるのを5社と書いてしまったので確かにちょっと読みにくくなっているようには思いますので、その周辺補機等という言葉、
0:55:17	の建屋区分の反映とともに、
0:55:21	区画が違うのか、建屋が違うのかをもうちょっと読みやすいように工夫いたします。
0:56:15	規制、規制庁協本ですそしたら雑魚行も含めてなんですけど、ちょっと方針が固まったら、また後日説明してもらえますか。
0:56:26	北海道電力の井谷です。はい建屋の区分の表記の仕方、何ていうんでしょう。
0:56:33	SEに限らず、のなんていうのをどう表記すべきかみたいなところを、社内的に
0:56:40	整理して、お示しいたします。
0:56:44	規制庁アキモトですわかりました。で、あとちょっとここの部分で細かいところで熱交換器2市、四つ目の2熱交や4行目のですね、熱交換器なんですけど、これって、
0:56:58	使ってる言葉なんですって、というのは、原子炉補機冷却水冷却器、
0:57:06	で書いてあるのもあったりして、
0:57:10	どっちが正しいでも熱交換イコールなのかどうかもちょっと、
0:57:15	イコールなんだろうなと思いつつ、
0:57:20	チームを使ってるみたいな感じですか。
0:57:24	北海道電力の1谷です。こちらは正式な設備名称で、各、
0:57:31	うん。
0:57:32	梅木井田と思いますので、原子炉補機冷却水冷却器に見直した方が誤解がないと思いますので、
0:57:43	見直す方向で見直したいと思います。
0:58:22	規制庁がですね、1点確認だけなんですけどさっき手順の方で温度計測器措置後に括弧づきで入れまして、設備の方も、
0:58:32	入れられるということで、48-6ページの一番下の、
0:58:36	段落にあるんですけど、
0:58:45	はい。
0:58:46	そうか。はい。1.15制御側で、下なんだ。衛藤。
0:58:53	温度ですね、CCW入口温度というのを入れることにしたものを展開いたします。はい。
0:59:02	規制庁会社了解しました私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:26	規制庁秋本ですそれでは続いて、1点はちいの説明をお願いします。
1:03:40	北海道電力夏井でございます。それでは技術的能力1.8についてご説明させていただきます。
1:03:48	ご説明の流れですけども、
1:03:52	初めに前回ヒアリングコメントにおける指摘事項につきまして、資料3-5のヒアリングコメント回答リストと資料3-2の比較表にて回答させていただきます。
1:04:03	次に、資料に一部不備がございましたので、そちらについてご説明させていただきます。
1:04:10	また、今回資料3-7の記載適正化箇所リストの通り、資料全体の適正化、誤記訂正を実施してございます。適正化と大きく訂正になりますので、
1:04:23	内容のご説明については割愛させていただきます。
1:04:28	その他、今回添付資料を提出してございます。添付資料については、大井と同様の添付資料を作成しまして女川実績についても反映してございます。
1:04:39	また、女川実績を踏まえまして、資料3-2の254ページから256ページになりますけども、
1:04:56	こちら新たに添付資料1.8.15、全交流動力電源喪失を想定した場合における、代替格納機スプレイポンプによる原子炉格納容器下部注水についてといった資料を、
1:05:09	新規作成してございます。
1:05:13	それでは、ヒアリングコメントの回答させていただきます。
1:05:20	まずナンバー1のコメントでございますが、充填ポンプの水源について大岩燃料取替用水ピット及び復水ピットに対して泊は、
1:05:30	燃料取替用水ピットのみといった相違を掲げつつも、
1:05:34	代替格納容器スプレイポンプの水源を補助給水ピットとできることについて、大飯と同様としていたため、泊と同様な設備のないプラントとの比較を記載するようコメントをいただいております。
1:05:47	本項につきましては、泊3号炉と同様に、充填ポンプの水源として、燃料取替用水ピットのみを水源としているプラントを記載すべき箇所と考えてございますので、
1:05:59	資料3-2の、を取りまとめた資料3ページの、
1:06:03	ナンバー3のソリリュウ欄に、泊と同様のプラントを記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:10	続きまして、ナンバー2のコメントになります。
1:06:14	原子炉格納容器下部への注水と、原子炉格納容器下部注水といった記載が混在していることについて、コメントいただきました。こちらについては、原子炉格納容器下部への注水、こちらに記載を統一することとしまして、
1:06:29	資料全般を修正してございます。
1:06:33	次にナンバー3のコメントになります。家具のXスプレイ系の弁、こちら設備系システムの使い分けについてでございますが、
1:06:44	先ほど48条の回答の通りとなりますので、こちらについては説明を割愛させていただきます。
1:06:53	続きまして裏面のコメントNo. 4になります。
1:06:58	大井の原子炉下部キャビティの記載に対して、泊は原子炉下部キャビティすと、記載してございまして、最新のPWR実績を踏まえ適正化を図るようコメントをいただいております。
1:07:11	こちら最新のPWR審査実績を含めた先行PWRプラントの記載状況を確認したところ、すべてのプラントにおいて原子炉下部キャビティ、
1:07:21	と記載してございましたので、審査実績反映の観点から、室を削除しまして、原子炉下部キャビティの記載に修正してございます。
1:07:31	続きましてナンバー5のコメントになります。資料3-2比較表になりますが20ページお願いいたします。
1:07:44	こちら、20、
1:07:47	ページの、
1:07:50	中段から下段にかけての自主対策設備に関わる説明の記載でございますけども、
1:07:56	こちら以前、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止する手段として有効であるという記載をしてございまして、
1:08:06	女川の記載とそうしてございました。こちらは適正化を図るようコメントをいただいております。こちらは、
1:08:15	泊独自の記載となつてございましたので、女川の審査実績を踏まえ、原子炉用系の注水手段として有効である。
1:08:23	を記載し適正化してございます。
1:08:27	コメントの回答は以上になります。
1:08:30	続きまして資料、不備がございまして、2件ほどございます。
1:08:35	比較表の218ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:46	こちら2ポツの操作場所の記載なんですけど、現状を掲載されている写真の操作場所のみを記載してございますが、本校は、
1:08:58	この手順において操作する場所すべてを記載することとしてございまして、記載が足りてない部分がございます。こちらについては、次回修正させていただきます。
1:09:10	他の操作の成立性についてまとめた添付資料につきましても同様に、
1:09:15	足りてない部分がございますので、併せて適正化させていただきます。
1:09:20	続きまして226ページをお願いいたします。
1:09:28	226ページ、一番頭になりますが、可搬型ホースの敷設箇所の表がございます。こちら、ホースの敷設ルート、
1:09:39	長さ本数こちら、内容が最新化してございませんでしたので、次回修正させていただきたいと考えてございます。
1:09:48	他の操作の成立性についても同様の資料でございますので、こちらも同様に最新化させていただきます大変申し訳ございませんでした。
1:09:58	ご説明は以上になります。
1:10:02	規制庁脇本ですそれでは確認に入ります今の最新化というのは、
1:10:08	具体的にどうなるってということなんですか。
1:10:12	北海道電力夏井でございます。
1:10:19	現在先ほどの、
1:10:21	敷設長さの部分、現在1050メートルとなっておりますけれども、
1:10:27	こちらを950メートル、
1:10:30	本数が、これが50メートル、一本50メートルポツになりますので、19本と、
1:10:39	あと、こちら西側接続校のみの記載となっておりますので、東側接続の記載がございません。こちらについても、
1:10:50	入れようと考えてございます。
1:10:59	規制庁アキモトですわかりました。
1:11:03	短くなったのって何か理由があるんでしたっけ900敷設長さが短くなったのは、何かあるんでしょうか。
1:11:19	お待ちください。
1:12:00	ここ。
1:12:01	北海道電力渡部でございます。
1:12:03	敷設長さですけれども、2ラインで引いていた部分、一部、アクセスルート幅、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:13	同調整ですとかで、一井ラインに変更してる部分がありますのでその分で短くなっているということでございます。
1:12:24	規制庁秋本ですわかりました。
1:12:27	それではちょっと最初の方から、
1:12:32	そっか。なるほど。
1:14:53	規制庁アキモトです 1.8 の 184 ページですね。
1:15:02	これは記載ですけど、
1:15:04	一番下のところへ到達に難しいのは、1 個上のところで、TP12.1、中ポツ 10.4 ってあるじゃないですか。こんな書き方するんでしたっけ。
1:15:20	北海道電力夏井でございますこちらポツの記載になってございますが、適正な記載とは言えないため、／がいいのかなと思っております、
1:15:31	ちょっと持ち帰り検討したいと思っております。以上です。
1:16:21	規制庁秋本です 1.8 の、196 ページで、
1:16:30	これは、
1:16:31	再循環サンプ、ワー、
1:16:35	水はたまらないっていう理解でよかったんでしたっけ。
1:16:42	北海道電力夏井でございます。再循環サンプについても、CV 上部から降りてきた水が流入しまして、
1:16:53	再循環サンプも独自に水位が上昇して、12.1 メーターになれば、他の部分と面 1 の水面になって、
1:17:04	同じ上昇するといいますか、あとは再循環サンプの計器で、CV の水位を確認できるような状況になるといったものでございます。
1:17:17	あと北海道電力古谷でございます。少し補足させていただきますと、
1:17:23	格納用系のスプレイ注水によって格納容器の下部下部キャビティの方に優先的に水が溜まっていきまして、水位がこう上がって行って、
1:17:33	TP12.1 メーターのフロアまで水が上がりますと。
1:17:38	再循環サンプスクリーンを通過して、再循環サンプに水が溜まっていくという形になります。
1:22:38	規制庁秋本です。わかりました。同じズー d、ここの連通管、連通管とか小扉は、
1:22:50	これの取り扱いっていうのは、
1:22:53	何ていうんでしょう、SA 設備っていうことなんですか。
1:23:35	はい。北海道電力の井谷です。先行 PWR さんも含めて連通管とか小扉自体を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:46	重大事故等対象設備として名称を上げていることはなくて、流路として、多重性がありますとか、そういうのを設備側の資料に記載してございます。
1:24:03	北海道電力1人です。
1:24:07	はい。
1:24:07	規制庁アキモトでそれで、これが、
1:24:11	この小扉っていうのは二川。
1:24:16	二つが小扉だから、扉みたいな感じで、
1:24:21	上下に、
1:24:23	フラップゲートみたいな感じで、Appっていう、
1:24:27	動的な駆動機構はないっていう理解でいいですかね。
1:24:33	北海道電力の井谷です動的な駆動機構はございません。
1:25:12	規制庁アキモトですとりあえず、
1:25:16	扉のイメージは何となくわかって、
1:25:20	あとはだからこれが、
1:25:22	最後着とか、閉固着とかなってないよっていうのは、定期的な点検とかで確認していくとかそういうイメージですかね。
1:25:35	北海道電力渡部でございます。こちら51条の方でもご説明させていただきましても、ご認識の通り開閉確認をするということで確認して参ります。
1:25:48	規制庁脇本です、これでここにある連通管分だっていうのもう、おんなじことになるんですか。
1:26:15	岡田横畠少々お待ちください。
1:28:11	規制庁秋本ですそうしたらちょっと設備の時に、また確認をするようにします。
1:28:18	続いて、
1:28:26	と、
1:28:26	続いてちょっとマスキングの件なので、ちょっとマイクオフデイハウス話します。
1:28:34	規制庁秋本です。確認は終わりましたので次の確認に行きたいと思えますけど1.8-242ページです。
1:28:45	で、操作性のところでこれはB格納容器スプレイポンプ自己冷却の話で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:55	五分型ホースの接続は変えクイックカップラー式でありって書いてあって、これってあれですか、こういう言葉って、クイックカップラー式ってどっかで使って全体的に使ってたりしますか。
1:29:13	北海道銀行でございます。この比較対象手順としては大井さんが実際スピーチの作業性を書いてるんで、ここにはクイックカップラー式というのは、記載はございませんが、
1:29:23	その他の手順で大井さんもクイックカップラー式でありという記載表現がございます。以上です。
1:29:35	規制庁秋本ですわかりました。では、
1:29:39	これは何でしたっけ一番最後についてるやつ。
1:29:46	頭位の1ページで、
1:29:49	これ初期水張りの運用についてっていうのは、
1:29:54	もともと0だったけどバツにしたよっていうことなん、もともと何かあれですか、作ってたよとかそういうことなんでしたっけ。
1:30:05	北海道電力夏井でございます。もともとですねこの女川の初期水張り運用についてとを並べていたのが泊の、
1:30:14	添付資料1.8.4と1.8.5を、こちらを横に並べていました。
1:30:21	はい。ただ、見比べたところ、やはりBWRとPWRの運用設備の違いということで比較対象にならないと考えましたので、
1:30:31	こちらについては、Aと女川3の1.8.4については、PWRプラントでは運用が相違するということで、比較対象から外しまして、
1:30:42	横に並べていた泊の1.8.4と1.8.5については、大飯を比較対象として、整理しているといった状況でございます。
1:31:52	規制庁秋本ですわかりました。そしたらこの、
1:31:58	小沼で言う1.8.4の欄の、
1:32:02	不要とした理由のところ、
1:32:05	そこがわかるようにしておいていただければと思います。
1:32:12	北海道電力夏井でございます。承知しました。泊女川一転8.4のまとめ資料作成を不要とした理由のところに、
1:32:22	こちらの方にその辺記載詳細な理由を記載したいと思います。以上です。
1:32:33	規制庁アキモトでその他、いかがでしょうか。
1:32:41	形状の方について比較表の2.8-184ページをなあ、お願いします。
1:32:54	先ほど真ん中点は修正されるって言ってたんですけど、一番下のところの説明。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:01	17.3に落下してもうってという記載があったのと、
1:33:07	この17.3の通路及び、
1:33:10	2.1重点用の通路云々という記載があって、最後、図16って書いててちょっと図はマスキングなんですけど、
1:33:18	図中からこの17.3の床面と、この通路がどれを指しているのか、ちょっと読めないんですけど。
1:33:28	その辺で何か記載に工夫ができるでしょうか。
1:33:38	北海道電力、夏井でございます。
1:33:41	図中に、
1:33:43	この辺がわかるような記載がないということでこれはお示しすることができますと考えますので、検討したいと思います。
1:33:55	規制庁、岡崎佐藤さん。
1:34:40	規制庁ができて、次、もうちょっとこれ、中身の話じゃないんですけど1.8-203ページお願いします。
1:34:53	マスキングの枠なんですけど、結構なんか文字にかぶったりしてるところがあって、
1:35:00	ちょっとうまく工夫ができれば見えるようにしていただきたいなっていう資料全体なんですけど、ちょっとそこは検討をお願いします。
1:35:11	北海道電力、夏井でございます。なるべく、周りの字がかぶらないように、マスキングを考えたいと思います。規制庁片岸で後、
1:35:21	1.8-226ページをお願いします。
1:35:30	工数のところをこんな今後見直されるっていうことなんですけど、ホースの本数でここら辺の資料って見ない役付なんですけど、
1:35:41	本数に役って何かちょっと、いや、長澤わかるんですけど違和感があってこれを他の事業者とかもこういうような記載なんでしょうか。
1:35:59	少々お待ちください。
1:36:06	北海道電力夏井でございます。他の電力の記載も確認した上で記載表現を適正化したいと考えてございます。以上です。はい、了解しました。私から以上です。
1:36:28	宮本ですけど、いいですか。
1:36:31	お願いします。
1:36:34	ちょっと先ほど片桐の話で、先行の電力を確認した上でっていうのは、もう確認しといてもらわないといけないんですけど、何やってんですかっていう話なんですけど、これ誰が答えられます。
1:36:56	北海道電力の藤田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:59	コメントご最もでして、本来行っちゃいけない発言だったというふうに思っております。センコーは、
1:37:09	今たまたまちょっと多いが、比較対象としてありませんでしたので、パット、
1:37:16	そういった発言が出てしまいましたけれども本来は確認しなければいけないものです。はい。大変失礼しました。
1:37:25	はいよろしく申し上げますそれでちょっと中身の話で、
1:37:30	具体的な中身っていうより図の話なんですけど、比較表の
1:37:36	資料3-2の、
1:37:39	1-8の、
1:37:41	添付になってる201202ページあると思うんですけど、
1:37:48	でちょっとここで確認したいのは、
1:37:52	注水ラインが、
1:37:55	蓄圧ライン日本に入ってるんですけど、
1:37:58	これっていうのは、現実もこうなってるんですけど、
1:38:15	すいません少々お待ちください。
1:39:19	北海道電力夏井でございます。蓄圧タンク出口にはですね、高圧注入ポンプで米津ポンプの注水ラインが接続される状況となっております。
1:39:32	で、本来であれば、泊3号炉はスリーループになりますので、
1:39:37	ALPHA A ループ B ループ C ループそれぞれ記載して、お示しするところですが、この図に関しては代表して、
1:39:47	A1A ループを、を記載してございます。
1:39:55	網谷です。わかりました。
1:40:00	大井の図を見ると、
1:40:02	別のルートおっしゃる通り、ループによってその辺の入口は違うかもしれないんですけど、
1:40:11	何か選び方が微妙だなと思ってるんですけど。
1:40:15	これだけを見るとすごく脆弱な系統構成に見えるんですけど今言われたのは他のループの場合は、直接循環ラインに入ってるってことなのでこれたまたま代表だけを書いているってそういうことですか。
1:40:34	北海道電力、夏井でございますご認識の通りで問題ございません。
1:40:41	そうですか。わかりました。ちょっと先行、せめて大飯と比較したときに、その辺ちょっと何かおかしく見えないようにしておいていただければなと思います。
1:40:54	よろしく申し上げます私の方は以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:01	北海道電力夏井でございます。
1:41:03	こちら系統図の方おかしな記載になって、読み間違えないように、ちょっと工夫をしたいと考えてございます。以上です。
1:42:34	規制庁秋本ですそれではじゃあ、1.8はとりあえず以上にして、では、
1:42:43	51条をお願いします。
1:42:50	はい。北海道電力渡部です。それでは51条についてご説明させていただきます。資料は資料番号3-3と3-4。
1:43:01	コメント回答リストとして、3-6と、適正化箇所リストとして3-8を用いて説明いたします。
1:43:13	主な説明でございますけれども、資料3-6を用いましてご説明させていただきます。
1:43:22	まず、コメントの一つ目ですけれども、多重の弁により分離するという泊固有の表現。
1:43:30	続いて
1:43:32	プラント状況確認をした上別途説明することということでコメントいただいております、ちょっとこちらの資料を出すタイミングで資料は間に合っておりませんで、
1:43:43	後日回答予定ではございますけれども、
1:43:46	概要としましては、47条の記載と整合を図りまして、記載の通りに直すということ
1:43:57	考えております。
1:44:00	具体的にはですねこういう多重の弁という、
1:44:04	により分離するという部分を記載、
1:44:10	しないような形で織り込みましてですね、
1:44:17	デンス通常じゃ便により、
1:44:22	他の系統と確認しますと、そのあとに及びで、放射性物質を含む燃料取替用水ピット。
1:44:33	そうですね。
1:44:34	資料3の比較表のですね15ページを、
1:44:39	見て、
1:44:41	いただきますと、
1:44:47	15ページがもともとのというか、現状の記載。
1:44:51	になっておりまして、
1:44:56	2パラグラフ目と3パラグラフ名。
1:44:59	が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:03	2パラグラフ目で弁により他の系統と隔離をしますと、デンソーさんによってSAの系統構成にすると、いうことを記載しております。3パラグラフ名。
1:45:15	こちらは、
1:45:19	この代替格納容器スプレイポンプ、
1:45:21	代替炉心注水。
1:45:23	を行う系統から、格納容器、下部への注水、
1:45:30	現状格納容器の下部への注水に系統構成切り換えますけども、そちらを弁操作で行いますと、いうことを記載した上で、
1:45:41	放射性物質を含む系統と含まない系統を多重の面で分離するというような記載をしておりました。
1:45:49	そ、そちらをちょっと記載の順番とを少しまとめましてですね。
1:45:58	3-6の方に見ていただきますと、
1:46:03	下部注水は、通常時は弁によって他の系統と隔離しますと、で、あわせて、放射性物質を含む燃料取替用水ピットと、
1:46:14	そう、含まない、補助給水ピットを区分しますと、
1:46:19	そのあとに、ちゆ政治には全挿さんによって正としての系統構成を、
1:46:26	しますと、というような、に記載しまして、またでつないで、
1:46:33	系統の切り換えですね、代替炉心注水から、
1:46:37	CV下部への注水に、弁操作で切り換えますと、というような記載の順番を変えることで、その他中の弁というようなという、こういうの表現を、
1:46:47	消したという形になっております。
1:47:12	規制庁秋本ですちょっと確認だけなんですけど、
1:47:17	んじゃ直す方向は理解はしたんですけど、
1:47:22	この4、コメントリストの方の、
1:47:26	47条の記載を、
1:47:29	赤、
1:47:30	整合を図って、
1:47:32	通常時は弁によりっていうところが、
1:47:36	基本は多重っていう理解でいいんですか。
1:47:44	はい。北海道電力太田ベース復旧は多重ということでご認識の通りでございます。
1:47:55	規制庁秋本です他の条文も弁によりって書いてあるけど、
1:48:01	多重なんだってことですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:17	北海道電力の1谷です。比較表の方でいきますと、51の28ページ。
1:48:27	とか、
1:48:31	に28じゃなくても、28でも見えますので、
1:48:35	この系統図でいきますと、右の方、泊の系統図の方に、
1:48:42	に右の方に補助給水ピットと燃料取替用水ピットがございます。
1:48:46	ここは放射性物質を含む燃料取替用水ピットと補助給水ピット。
1:48:53	は含まないので、この会田阿波逆止弁もありますけれども、手動弁も2段で、また中の弁で隔離して、
1:49:04	放射性物質の購入を防ぐような、
1:49:09	配慮をしています。
1:49:14	ですので、放射性物質を含む含まないの部分に関しては多重の弁というところを配慮しています。一方で、普通にその何ていうんでしょう。
1:49:24	同じ放射性物質同士の系統の切り換えであれば、必ずしも多重
1:49:29	とは限らない。
1:49:31	いです。
1:49:34	はい。
1:49:37	規制庁秋本です。わかりました。47条の記載っていうのは、その放射性物質との、
1:49:46	関係では、
1:49:48	どうなんですか。
1:49:58	七条も大事。
1:50:03	できますよね。同じ。
1:50:06	同じ。
1:50:07	来年。
1:50:18	北海道電力田口ですもともと、
1:50:21	我々すべて代替格納容器スプレイポンプ使うときには、今で言うなおス ッス前のやつ51-15ページに書いている多重の弁による確認をします という設計。
1:50:32	内容を書きました。それは他のプラントではこの部分を物理的に隔 離するという意味でディスタンスピースとかっていうスプールビス外す ような、
1:50:42	運用で絶対に入らないという処置をとっている部分に対応する箇所 です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:48	そこは我々はバルブ、一重ではなくて二重隔離をすることで、その物理的な配管取り外してるのと同じような効果で隔離を確実に出しますという方針でした。
1:50:59	その方針で、
1:51:01	来ていたんですけれどもヒアリングをしていく中でこの多重述べにより分離するという設計っていうのは、
1:51:07	泊独特の記載だよねという話になって、
1:51:12	弁で隔離するということに関して言えばシングルでいう系統切替のかかり方も、
1:51:18	ディスタンスピースに相当するところの多重図面で確認するのも、弁による隔離であろうと。
1:51:25	ですので、
1:51:28	何だ、普通の辨野。
1:51:30	連で系統切り換えますというところ等、
1:51:34	ディスタンスピースで、
1:51:35	切り離してるところを単純な弁でつけてるところもう最終的には、
1:51:40	弁操作によるだったっけ。
1:51:47	うん。
1:51:50	分娩による他系統と隔離という、
1:51:53	野地。
1:51:54	記載で表現をしました。
1:52:01	規制庁アキモトでそうすると一あれじゃないすか
1:52:06	1遍でもよくなっちゃうことになっちゃうんですよね。
1:52:14	でもやっぱここって大事だから、多重にするっていうことを、
1:52:23	言っておく必要があるってさ、当初思ってたってことですよね。
1:52:28	北海道電力田口その通りです。
1:54:49	規制庁アキモトです
1:54:51	一応そうすつとこのオホホ修正法人だと、例の多重化っていうのが、
1:54:58	読めなくなっちゃって、
1:55:01	を、泊としてはディスタンスピ数に比べたら多重でやるっていう方針で、
1:55:08	やっていくっていうことであれば、多重っていうキーワードは必要かと思うので、元の記載でもいいんじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。
1:55:18	北海道電力田口です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:21	すいませんコメントの趣旨をちょっと。
1:55:23	正確に理解できていませんので今、お話をさせていただいた通りで我々考え方は変わっておりませんので、元の記載に、
1:55:30	戻して、我々の考え方をきちんと、
1:55:33	述べるというような回答方針に変えようと思います。
1:56:35	規制庁アキモトです
1:56:37	コメント回答を途中で遮ってしまったので、次のコメント、回答をお願いします。
1:56:48	はい。北海道電力渡辺です。それではコメント回答の二つ目でございます。
1:56:55	試験検査の
1:56:59	比較表ですと 51 の 19 ページになります。
1:57:02	中段少し上の燃料取替用水ピット。
1:57:07	あと
1:57:11	検査の中で外観の確認が可能な設計と、大井の記載がありますと、こちら、
1:57:21	弊社ですと、
1:57:23	内部の確認というふうにしておりましたので、先行例の状況、考え方を確認の上説明することと、
1:57:31	いうことで、
1:57:32	回答概要でございますが、先行の状況でございますが、
1:57:39	高浜伊方から、最新島根、
1:57:43	そこで確認させていただきまして、タンク、
1:57:48	大半タンクなんですけども、
1:57:53	ちょっと限界の 4 号が、ピットではございましたが、
1:57:58	ちょっと温度が、内部の確認をすると。
1:58:01	可能な設計とするというような記載となっておりました。
1:58:06	ですので、同じくピット構造、
1:58:11	の原価 4 号炉の記載。
1:58:16	あわせまして、泊についても、同じく、内部の確認を、が可能な設計とするという、現状の記載のままで、
1:58:27	問題ないかなと考えてございます。
1:58:36	はい。
1:58:37	続きまして
1:58:40	次のページ参りまして、ナンバー3 でございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:44	こちらは、比較表の 23 ページ。
1:58:49	になります。
1:58:53	こちらは、
1:58:57	下部キャビティに通じる小扉の開閉確認ができる設計とするという記載でございますけれども、どこかのプラントと同様なのかと、確認の上説明。
1:59:09	ということで、回答概要でございますけれども、
1:59:13	A P プラント確認いたしました。
1:59:20	小扉を設けて、
1:59:24	いることが確認できましたのは、
1:59:26	高浜 34、伊方大飯玄海でございますして、小扉の開閉確認。
1:59:34	行って、
1:59:36	おりますのは、高浜 34。
1:59:39	号炉 A 型につきましては、通り、入口扉に取付蓋というものを設置してその開閉確認を行うと。
1:59:49	類似の構造のものがございますので、この高浜 34 とうい方、
1:59:54	人が確認をする、小扉の開閉確認を行っている。
1:59:59	ということが確認できております。
2:00:07	続きまして、
2:00:10	次のページで、N o. 4 でございますけれども、
2:00:14	こちら、系統と下部キャビティ室という名称の使い方でございますがこれまでも、
2:00:23	説明いたしましたけれども、
2:00:25	設備系統、時計の使い方につきましては、他条文と統一して、特に
2:00:33	51 条では、格納容器スプレイ系統と記載していたものを格納容器スプレイ形に統一することで、記載見直しでございます。また原子炉下部キャビティ室、
2:00:47	につきましても、同じく原子炉下部キャビティに統一すると、というような記載に変更しております。
2:00:57	ナンバー 5 番ですけれども、
2:01:02	大井に、小扉がございますけれどもそちら、
2:01:10	確認で山の部分で、
2:01:12	連通管しか記載していないという、
2:01:15	理由について、理由と考え方について確認校正という、確認の上説明する、することということで、回答でございますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:25	伊佐養老では電通穴が二つありますのと、
2:01:34	下部キャビティの入口扉に
2:01:37	開口部二つ。
2:01:38	月の開口部を設けていると。
2:01:42	MAAPによる解析で、は、連山が一つ。
2:01:47	が流入経路として、MCCIを防止できることを確認している、ということ、前座自体を多重化している。
2:01:58	いう部分とさらに、
2:02:02	入口扉納付開口部によって、流量を確保してるので、開閉確認を合理化していると考えられるという。
2:02:11	ことでございます。
2:02:15	こちら先ほどのコメント回答のNo.3。
2:02:20	その部分でも、
2:02:24	他プラント状況を確認しておりますが、
2:02:27	6階高負担の開演状況の確認。
2:02:31	につきましては、
2:02:35	他、
2:02:36	高浜 12、大飯 34、玄海 34 につきましては、
2:02:42	改革にも行っていないような記載となっております。
2:02:48	以上が、ヒアリングコメントの回答になります。
2:02:53	続いて
2:02:56	記載適正化箇所のリストでございます。
2:03:01	こちら、
2:03:04	大まかに誤記の訂正、文言の統一をしております、
2:03:14	ちょっとヒアリングコメントの回答リストと一部かぶる部分、修復する部分がございますけれども、
2:03:20	主な点といたしましてはナンバー2の
2:03:25	代替格納容器スプレイ変圧器盤、
2:03:28	の記載について
2:03:31	他条文でもご説明しておりますけれども、ダイタイシヨナイ電気設備、常設代替交流電源設備、
2:03:38	可搬型の交流電源設備に含まれているということで、記載の整理をいたしております。あと、設備系統系の使い方。
2:03:52	についても、
2:03:53	適正化しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:00	一部、
2:04:04	ので、電源の整理についての記載適正化がほとんどでございまして、
2:04:13	一部5分、6分の5ページ。
2:04:16	ですけども、ちょっと
2:04:21	ナンバー2728でございますが、こちら表の番号付番の
2:04:28	がバラバラであったのを、統一したんですけれども、これまた、先週、
2:04:35	いただいたコメントで、横同士を取った表番号にしますので、ちょっとこちら今、
2:04:42	表の9.6. 1、Aとしておりますが、ただし、正しくはというか、統一した記載にします第9.6. 1表に、
2:04:52	なりますのでちょっとこちらの方は次回また訂正させて出させていただきますと思います。
2:05:06	で、
2:05:08	既CAQ表の、
2:05:13	部分で、20比較表22ページ。
2:05:17	でございますが、先ほどの
2:05:23	内部の確認ですね。
2:05:25	この上部分ですね。
2:05:27	比較対象として玄海の34号炉の記載を持ってきております。追加しておりますが、ちょっと一部文字かけ
2:05:40	最後の文章で、
2:05:42	確認できる設計というのが人できると、ちょっと抜けておりますのでこちらちょっと、適正化するのと、現在3号炉の燃料取替用水タンク側の方、
2:05:55	記載しておりますが、正しく新しくはというか、比較対象としては4号炉の方がピット形状ですので、そちらの方が適正かと思っておりますので、こちらはまた次回、貼り直して、
2:06:08	提出させていただきたいと思っております。
2:06:11	オーナー点は以上でございます。
2:06:16	規制庁秋本ですそれでは確認に入りますさっきの一番のコメント回答の一番なんですけどちょっと思い出してきて、
2:06:27	これ私が言ったんだと思うんですけど、多重の弁の記載が、
2:06:34	Bで言うとフィルターベントにあったなあって思って、
2:06:38	どうなったんだっけな。
2:06:40	て思って。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:43	事前に見てて、直列で2個設置し、隔離する弁は直列で2個設置し、とか書いてあったんで書き方違うじゃんて思った。
2:06:53	んですと。
2:06:55	ちょっと皆まで言わなかったかもしれないですけど、ただ、多重化っていうのを別にこれ否定は、
2:07:02	別に私はしたつもりは全くなくて、
2:07:07	何を見たんですかっていう周知、種Cでとらえてもらって、宇藤だから、何ていうんでしょう、この先行BWRで、
2:07:20	実績ってみましたっていうところがポイントだったんですけど、
2:07:27	ごめんなさいねそこまで私言わなかったんじゃ言わなかったんですけど、
2:07:33	先行実績ってありますよねっていう趣旨で、
2:07:37	言ったつもりだったんですけど、だから、
2:07:41	わあそうねBWRの弁で、弁構成の話結構したんで
2:07:48	私もちょっと記憶にあってちゃんと見なかったんですけど、
2:07:52	だからそういう意図で言ったんですと。
2:07:57	今のって、
2:07:59	なんつうか、わかっていらっしゃいます、BWRの50条とかってみました。
2:09:34	北海道電力田口です
2:09:36	50条のbのフィルタベントのところに、同様の系統構成で、
2:09:41	作っているものがあってその記載を参照して欲しかったということ、を、今、初めて認識いたしました。我々43条の適合方針として、
2:09:51	PWRのときには、
2:09:54	ディスタンスピースでやるところを多重の弁でするところを大きく変えてセットしてきたので、もうその時点で我々もしかないという、ちょっと頭が固まってましたので、
2:10:06	はい。そのあとで、43条のほうの記載とかも見ているんですけども、そこにはこの多重な弁で隔離するといった、
2:10:13	基本設計方針みたいなものは見うけてないので、各条の個別の記載まだ見れてませんでした。
2:10:20	というのが実態です。
2:10:24	阿保規制庁アキモトですわかりました。じゃあ、すいません私のコメントが悪かった。
2:10:30	なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:32	その反省をしつつ、
2:10:35	主事は、
2:10:37	そういうことですので
2:10:39	BのOA、50条ですね、
2:10:45	見た上で、何が適切なのかを、
2:10:49	判断していただいてもいいですか。
2:10:53	ガイド電力田内です。了解いたしました
2:10:56	多重の弁というところの記載ぶりというところをちょっと正しく理解できていなかったのを改めて確認して、必要であれば適宜改訂します。
2:11:19	規制庁アキモトですであとはあれです同じく連通管分だ。
2:11:26	の話、ワー、
2:11:30	例えば、51-2ページとかで、
2:11:38	そっか、これはだから流路だカラー、さらにのところに連通管及び菅小扉を経由して、
2:11:47	だから蓋は、ここは消化管、書かないんでしょうね、流路だから。
2:11:56	とはいえ、開閉確認とか教えるところわあ、
2:12:01	連通管物って書く必要はないんですけど。
2:12:22	北海道電力渡邊でございます。
2:12:25	連通管に取りついている蓋についてですね、開閉確認。
2:12:33	の要否ということですけども、他社、確認いたしましたが、蓋をつ蓋がついている。
2:12:43	部分についてそちらの連通管の方の蓋の開閉確認を行っている。
2:12:51	記載がですね、
2:12:52	は、
2:12:53	各社ございませんで、
2:12:55	閉塞しないことを確認しているというところまでは記載があるんですけども、
2:13:02	その
2:13:03	そこの部分の負担に限って開閉確認をするというような記載は、ございませんでしたので、
2:13:10	それに合わせてございます。
2:13:13	規制庁秋本です他社はわかりましたと。
2:13:18	なんで、
2:13:20	書かなくていいのかっていうのは、
2:13:24	乗っかります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:35	北海道電力渡部でございます。確認させていただいて開閉状態確認できるかということも構造的な部分を含めて、
2:15:46	後日回答させていただきます。
2:18:20	規制庁アキモトですわかりました。それではちょっとじゃあ確認していただいて、してくださいということで、その他ありますでしょうか。
2:18:36	規制庁秋本市Webの方も含めて、51条よろしいでしょうか。
2:18:41	そしたら、
2:18:43	大分ちょっと1時半、
2:19:00	木曾、規制庁アキモトでそれでは10分間ちょっと休憩をしたいと思います。
2:19:08	規制庁アキモトでそれではヒアリングを再開します。続いて1.9から説明をお願いします。
2:19:17	北海道電力小松です。
2:19:19	技術的能力1.9についてご説明させていただきます。前回3月15日のヒアリングから2回目のヒアリングとなりますが、
2:19:27	今回は添付資料等比較表の一番最後のページに添付資料の作成状況整理表を、
2:19:36	提出してございます。
2:19:38	それでは本日は、資料4-5ヒアリングコメント回答リストと、
2:19:44	資料4-7、記載適正化箇所リスト、あと、資料4-2の比較表にてご説明させていただきます。
2:19:55	それではまず、資料4-5の、コメント回答リストをお願いいたします。
2:20:02	資料、コメントNo.1ですが、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットに対し、
2:20:10	可搬型の交流電源設備からも、給電可能であるのであれば、記載するか検討し説明することのコメントを受けております。
2:20:20	これに対しては比較表の7ページをお願いいたします。
2:20:33	1-9-7ページをお願いいたします。
2:20:39	中段に黄色くマーキングしてあるところですが、可搬型代替交流電源設備、あと代替所内電気設備からの給電が、
2:20:50	可能であるためこちら記載を追加してございます。
2:20:54	次のページ、1-9-8ページですが、こちらの方についても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:00	重大事故対象設備と自主対策設備の中に、代替所、ごめんなさい、可搬型代替交流電源設備と代替所内電気設備、こちらを追記してごさいます。
2:21:12	合わせまして他の設備に対する、
2:21:17	1.9の中で
2:21:20	給電可能な設備についてパートイグナイター後、
2:21:25	イグナイタ温度、PARの温度についても同様に、給電可能な設備を記載追加してごさいます。
2:21:34	ここで比較表の6ページを見ていただきたいんですが、
2:21:44	イグナイタのところちょっと説明。
2:21:46	いたしますが、各設備にイグナイタに給電する設備ここで記載してるんですけども、非常用交流、
2:21:56	電源設備、いわゆるディーゼル発電機設備ですね、こちらの記載が1.9の中で抜けておりましたので、こちら記載の方、
2:22:08	再度見直したいと考えております。あとあわせまして非常用直流電源設備、こちらもイグナイタの温度管理のために直流設備使うんですが、こちらの方についても、
2:22:20	記載が抜けておりますので、こちらの方については整理して、記載させていただきたいと考えております。
2:22:30	ヒアリングコメント回答リストのほうに戻っていただきまして、次にナンバー2の、
2:22:37	ところですが、格納容器水素イグナイタの手順着手の判断基準について、
2:22:42	350度以上の場合や、350度到達と、記載の統一がとれていないところがあるため記載を確認し説明することとのコメントをいただいております。
2:22:53	比較表で取りまとめた資料の2ページ目をお願いいたします。
2:23:05	トートまねの判断基準については、今まで炉心出口温度が350度以上で0で区切って、または非常用炉心冷却設備作動信号の
2:23:18	作動信号を伴う、一次冷却材喪失事象が続いておりましたが、有効性評価清掃燃焼と同様の判断基準と、
2:23:30	して、炉心出口温度が350度に到達。
2:23:34	または非常、A I I文書を続けまして、または非常用炉心冷却設備作動信号の発信を伴うということで、
2:23:42	記載を修正しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:45	この記載については玄海 34 号炉と同様な記載となっております。
2:23:52	あと、その他の例えば 350 度以上と記載している箇所については、比較表の
2:23:59	20 ページをお願いいたします。
2:24:06	こちらは幻想格納容器内、水素処理装置%の判断基準が記載されているところなのですが、
2:24:14	こちらは手順着手の判断基準へのところで、炉心出口を温度 350 度以上、及び四分以内の高レンジ、格納容器内の高レンジエリアモニターの指示値かということで、
2:24:28	こちらは 350 度以上ということで炉心損傷の判断の、
2:24:34	記載となりますのでこちらについては 350 度以上ということで記載をそのままとするということで
2:24:42	弊社で検討して、記載して回答コメント回答として、記載しております。
2:24:50	衛藤続きましてコメント。
2:24:53	の、コメント回答リストのナンバー3、お願いいたします。
2:24:59	こちらのコメントは大岩科学室、泊は、現場となっていることについて、先行実績を確認し、記載の妥当性を説明すること。
2:25:09	ということでコメントを受けております。
2:25:12	と比較表の
2:25:14	27 ページをお願いいたします。
2:25:18	衛藤先行PWRの記載について確認しましたところ、ここについては、先日のコメント、
2:25:26	ヒアリングの際にも、確認した、おりましたが、确实となっていることを確認いたしました。泊では現場で実施する作業については、すべて現場ということで技能の条文、1 回整理したんですが、
2:25:40	ガス分析の作業については、各種の作業であることが明確であるため、先行PWRになって記載を确实に修正させていただきます。
2:25:51	コメント回答李さんについては、の説明は以上となります。
2:25:58	あとすいません、記載適正化箇所リストについては、記載の適正化を図っております。
2:26:06	誤記や記載の適正化を実施しておりますので、説明については、割愛させていただきます。
2:26:12	1.9、説明は以上となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:17	規制庁秋本ですそれでは確認に入ります。先ほども、何か抜けてる設備とかがありますということだったので、ちょっと、
2:26:28	素行の辺りは、何ていうんでしょう。
2:26:32	最後の最後までちょっと気をゆるめずに、しっかり、
2:26:37	確認していただいてノミネートしなきゃいけないものはちゃんと入れて、
2:26:42	いく必要があるんで、しっかり確認はしていただければと思います。
2:26:49	北海道電力小松でございます。承知いたしましたしっかり確認して記載漏れがないように
2:26:57	反映したい、修正したいと思います。以上です。
2:27:09	北海道電力の藤田です。
2:27:12	ちなみにですねちょっと表の方には、設備が書かれてて、本文が頭のほうに記載漏れしてしまったということでございますんで、その辺の確認が不十分だったと、いうことになりますんでしか、
2:27:23	次回、しっかり確認させていただきたいと思います。
2:27:54	規制庁アキモトですそれで1.9-64 ページで、
2:28:01	可搬型代替交流電源設備のまたこれ
2:28:05	既設新設の話なんですけど、可搬型代替交流電源設備も、常設と同じ湯。
2:28:13	感じ。
2:28:15	で考えたらいいんですかね、既設施設新設。
2:28:23	北海道電力小松でございます。可搬型代替交流電源設備、こちらも既設新設という期さとなっておりますが、
2:28:33	常設代替交流電源設備と考え方は一緒でございます、先ほど燃料移送ポンプ等が入っているということで
2:28:43	回答がありましたが、同じく、考え方、代替交流、
2:28:48	電源設備についても、
2:28:51	燃料移送ポンプ等が含まれておりますので、既設という記載が入ってございます。
2:28:57	以上です。
2:31:25	規制庁秋本ですその他ありますでしょうか。
2:31:34	規制庁の比較表の1.9-70 ページをお願いします。
2:31:46	両括弧1のbポツのところで、記載ぶりがちょっと気になったんですけど、多いとは言えないんですけど事情進展が早い大破断LOCA時所轄。
2:31:57	ウェット水素濃度が最も厳しくなるっていう記載があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:03	何かこれって書くとじゃあドライだともっと厳しいなるのみたいなふうに見えちゃうような気がしてて、このウエイトってあえて何か書く必要があるのかなってというのがちょっと気になったんですけど。
2:32:28	北海道電力小松でございます。こちら、有効性評価の資料の記載ぶり再確認いたしまして、We t の記載が適正かどうか、確認して、適切に適切であれば、
2:32:43	言葉を修正したいと考えております。以上です。はい。辻岡技師長了解しました次
2:32:49	赤字のところ、60分後時点のは8%下回りますよってという記載があるんですけど、
2:32:59	1.9の72ページを見る等、
2:33:03	60分の時点が下回ってるのがちょっとわかりにくくて、
2:33:08	大岩60分のところに矢印を引いてるのD。
2:33:13	ちょっとそういう観点で何か機材を追加できないでしょ。
2:33:35	北海道電力小松でございます
2:33:39	大井の喜多伊井と、
2:33:43	を見比べて再、すみません、適切に適正化したいと考えております。
2:33:49	以上です。柴崎さん、了解しましたので次もう1点1.980ページをお願いします。
2:34:01	これもちょっと記載だけなんですけど、4行目2、格納容器破損モードでの有効性評価において記載があって、
2:34:11	何か足りないような気がするんですけど、破損モード、水素燃焼でのとか、何かそんな記載があった方がいいかなとちょっと思ったんで。
2:34:22	これも何か有効性評価の方の記載が、何か似たようなものがあるんであればちょっと見直していただきたいと思います。
2:34:34	北海道電力小松でございます。格納容器破損モードのところの記載については有効性の資料と比較して適切な形に反映したいと考えております。以上です。
2:34:47	規制庁から実は私から以上です。
2:34:54	規制庁アキモトですそのほかいかがでしょうか。よろしければ、じゃあ、次の52条をお願いします。
2:35:06	はい。はい。北海道電力の市田2ですそれでは、52条をご説明いたします。資料4-6の
2:35:18	コメント回答リスト。
2:35:20	と、4-8の適正化リストで比較表は、資料4-4です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:27	まずコメント回答リストですけれども1番目、水素処理装置、
2:35:33	温度監視装置と監視装置他プラントみんな監視装置とか計測装置とか言 ってますよねというところで、
2:35:41	うちは想定時なのでというふうにも思っておりましたけれども、
2:35:46	そうで兎であるか否かにかかわらず、基本的な構造ですね、
2:35:54	熱電対かな、熱電対を持ってきて、中央に表示しているという意味では 先行プラントと大きく設備的に違う点はないということも確認できまし たので、
2:36:07	温度監視装置、
2:36:09	という監視装置というものを、名称にいたします。
2:36:14	2番目です。
2:36:18	可搬型措置の固定について、設置場所にてっていうのを入れるべきか入 れないべきかというような議論が前回ございました。
2:36:28	これはですね、⑬比較表、13ページ目に対していただいたコメントでご ざいます。
2:36:36	これについて女川の記載を確認しましたところ、13ページの悪影響防止 のところでは設置場所にてっていうふうには基本書かないと。
2:36:49	一方で22ページ。
2:36:52	操作性のところでは、
2:36:55	書くと、というような書き分けを行っているというところがありました。 なのでまとまりも今そういう作りになってますので、反映箇所はないん ですけれども、
2:37:09	13ページでいきますと女川、これ48条から持ってきてますけど大容 量。
2:37:16	送水ポンプタイプ3は、は止による固定等を行うことで悪影響を及ぼさ ない。
2:37:21	これと似たような記載が、22ページ目の、女川さんでいくと真ん中辺で すけれども、
2:37:29	大容量送水ポンプタイプ1は車両として云々かんぬんで設置場所にて、 宇和止による固定が可能な設計と。
2:37:37	ということでやはり操作性の時は設置場所で操作するから、設置場所って いうキーワードを入れてるん。
2:37:44	と、判断いたしまして当社も同じ、
2:37:48	いろんな作りとしてございます。
2:37:51	3番目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:52	計測器の計器誤差について補足説明資料として提出されますかというところすみません。今日も補足説明資料をご提出できておりませんが、
2:38:06	資料ナンバー52の12番になる予定ですが、景気制度についてご説明する資料を提出いたします。
2:38:16	記載適正化リストの方は、
2:38:21	3ページほどございますけれども、先ほど技術的能力側でお話した電源系統の話の記載の充実を図ったところがございます。
2:38:33	一番、
2:38:35	適正化リストの一番でいきますと温度監視装置関係ですね、この辺は直流系の電源が可能ですので、
2:38:43	直流の代替電源っていう記載を
2:38:47	追加する等の見直し。
2:38:50	そして3番目の方は、イグナイターですね、イグナイターは交流系の電源です。常設代替交流電源だけではなくて、可搬型の代替交流電源と、
2:39:01	代替所内電気設備、そういったところからも給電が可能であるということを確認しましたのでそういった、その点を、を反映しております。
2:39:11	注い、それらがダーッと続きまして、1点だけ。
2:39:17	19番、記載適正化をしてないんですけども前回ちょっと
2:39:24	議論といいますか、議論した中身に関係してですね。
2:39:29	比較表でいきますと52-15ページ目。
2:39:34	女川さんの場合は、水素処理装置の容量のところに、可燃領域に達することを防止するためっていう記載がありました。
2:39:44	泊はそういうのを書いてないんですけども、ここですけども、今、%女川の場合は53条から引用した部分ですけども、
2:39:56	53条で、原子炉建屋側に漏えいした水素をPARで除去するという手段をとっているがゆえに、
2:40:06	その可燃域に達すること防止って気を使ってっていうんですかね、書いているものと考えています。
2:40:14	PWR、泊の場合は、格納容器の中でPAR処理します。
2:40:20	そこは、可燃領域っていうよりも、爆轟領域に達しない管理ということですので小高は
2:40:29	何ていうんでしょう。見直しておりません。はい。ご説明は以上になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:36	規制庁アキモトですわかりました。それでは、国に入りたいと思います。
2:40:43	何度か1対3の中で議論って話してたんですけど、議論してませんけど、事実確認してるだけなんで。はい。そこだけ認識しておいていただければと思います。
2:40:56	議論があれば、審査会合で議論したいと思います。
2:41:00	それでは、確認だけなんですけど
2:41:05	コメント回答リストの2番で、2番なんですけど、一応これ、じゃあ他条文も同様の記載って書いているので、全部、
2:41:18	設置場所にてっていうのは、悪影響じゃなくて操作、
2:41:21	性能確保に記載すると。
2:41:24	ということなんです。
2:41:28	北海道電力の内谷です。基本その、その作りになっている認識です。可搬型設備については、
2:41:48	規制庁アキモトですわかりましたじゃちょっと他のやつも確認してみたいと思います。
2:41:54	比較表、資料4-4で、
2:42:01	52-31 ページで、
2:42:05	前もこれは書いていただいていたのかなとは思。
2:42:09	んですけど、
2:42:11	52-31 ページですね、大井にはないが、
2:42:15	系統かよう図として記載しているんですけどこれはあれですかPは全部ついてないっていう、ごめんなさい先行機はついてないっていう理解ってことですか。
2:42:25	北海道他北海道電力1何です。
2:42:30	以下たにはあったはずですので、伊方を張るとかした方が、
2:42:39	よかったかと思。
2:42:43	規制庁アキモトですじゃあ伊方とは同等っていう理解でいいですかね。
2:42:51	北海道電力井谷です。念のため確認いたしますけれども、他社付けてないものを泊だけつけるっていうことは
2:43:02	してなかったように記憶してますので、確認いたします。
2:43:32	で、規制庁アキモトでそれでタイトルのところなんですけど、これって、
2:43:39	どうなってるんでしたっけこれって何でしょう、右側についてるけど、
2:43:45	女川下で、次のページとかを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:51	例えば5、33の時って横だけど、下になってたりして、
2:43:57	あるけど、
2:44:00	わかります。言ってる意味タイトル、図の体系等概要図っていう、
2:44:07	そんでこれが、
2:44:10	ものによってぶれないで欲しいなと思う。
2:44:14	てはいるんですけど、
2:44:17	一応52条は統一されてるような、
2:44:22	気はするんですが、
2:44:25	他のものの条文で、
2:44:28	大丈夫でしょうかというところだけ今全然確認し開けていいんですけど
2:44:36	すらっと、私の記憶で何か
2:44:40	何でしたっけ長井が、
2:44:42	下にその上にすんのみみたいな話だから、何かぶれちゃってるのかなとか ちょっと思ったりして、
2:44:49	大丈夫かなっていうのをちょっと心配してるだけなんですけど。
2:44:56	北海道電力の内谷です。今はその図面が、何て言うんでしょう、横 向き。
2:45:02	横長で、貼っつけている場合は、図面と同じ文字の向きで見えるように することにしています。もしそうなってなければ、それ
2:45:16	前に、或いは昨年8月にご提出したときは、横向きであろうと、紙を縦 に見て、タイトルを入れてました。
2:45:25	それを
2:45:27	の向きと合わせるように、今はしてございますけれども、そうなって ないものがまだ一部あるようですので適切に
2:45:38	整えます。
2:45:40	はい。はい。
2:45:42	はい。
2:45:42	はい。
2:45:49	規制庁秋本です。わかりました統一し形で記載しているのであれば、そ ういうことで理解しました。はい。それでその他、いかがでしょうか。
2:46:06	規制庁平本です。1点。
2:46:10	52の
2:46:17	52-17ページですけど、
2:46:28	いいですかね。はい。すいません。そこに、
2:46:31	可搬型大型送水ポンプ車の台数のことが書いてあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:36	1セット1台使用するっていう、
2:46:39	話と、
2:46:40	2セット4台っていう話を書いてあるわけですけども、
2:46:44	これどうして1セット1台が2セット4台になるんですたっけ。
2:46:53	はい。北海道電力の1谷です。可搬型大型送水ポンプ車は、この場合は
2:47:02	代替補機冷却といいますか、サンプリング冷却のために、水の供給に使
	いますけれども、原子炉建屋、
2:47:11	外から水、
2:47:14	を供給する設備については2セットをプラス予備、
2:47:21	を確保するという方針。
2:47:24	43条の解釈にも要求ございますし、43条の当社の43条でも、
2:47:33	2セット持つというのは、
2:47:35	可搬型重大事故対処設備に対する原則と考えてございます。
2:47:46	ごめんなさい。そういうことか。はい。
2:47:57	北海道電力の井谷です。
2:48:01	すみません、こちら、
2:48:05	書き足りない部分が、
2:48:08	あると思います。
2:48:16	そうだ。
2:48:19	うん。
2:48:26	はい。はい、そうです。まず水野。
2:48:34	はい。北海道電力市谷です。まずサンプリングガスの冷却に使うポンプ
	車として1台。
2:48:41	で、真ん中辺にあるまたっていうところで、その注水設備、
2:48:47	として使うときに、さらにセット1台、なので合計瀬戸2台、
2:48:52	ですんでそれを2セット持つので4台となります。
2:51:37	北海道電力の井谷です。ポンプ車の台数については、この条文のみなら
	ず、他の自分でも容量等のところに出てくるところがあります。
2:51:48	それらも含め、読み間違いのないように記載を検討いたします。
2:51:54	規制庁平本です。よろしく申し上げます。
2:51:57	私から以上です。
2:52:03	規制庁アキモトですそれでは、その他、いかがでしょうか。よろしけれ
	ば、続いて1.10、
2:52:11	申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:18	北海道電力小松でございます。技術的能力 1.10 についてご説明させていただきます。
2:52:27	こちらについても添付資料と作成状況整理表の方について提出してございます。
2:52:36	それではまず資料 5-5 ヒアリングコメント回答リストと、資料 5-2 比較表にて説明させていただきます。
2:52:49	まずヒアリングコメント回答リストのナンバー1ですが、
2:52:57	企画、すいません取りまとめた資料の 3 ページの方をお願いいたします。
2:53:07	衛藤。
2:53:08	設備の相違の④のところに記載内容ちょっと修文させていただいてます。
2:53:18	まずコメントは何だったかと言いますと、大井の排気塔高レンジエリアモニターを自主対策としない理由を説明することとのコメントをいただいております。
2:53:28	その記載、
2:53:31	ぶりについてちょっと説明いたしますが、まず、大岩常設のニュアンス水槽の時計
2:53:39	こちらが耐環境性のあるというふうに記載しておりますが、大岩 P C C V ですので、
2:53:49	姉奈須分の温度が重大事故時でもそこまで上昇しないため、常設なニュアンス水素濃度系を衛星設備として使用することが可能となっておりますそれに対して泊は、
2:54:02	常設の Annual 水素濃度計、SA 重大事項等、重大事故になって過温破損、過圧破損、過温破損の場合には、
2:54:15	ニュアンス分に温度が上がる助走してしまいまして、耐環境性に制限がかかることから泊は自主対策設備としてございます。
2:54:26	大岩常設のアニュラス水素濃度計が機能喪失した場合にはアニュラス水素濃度を推定する手順を、
2:54:34	整備しておりますが、一部耐震性がないところがあるため、多様性拡張設備としてございます。
2:54:41	つまりは、伊方 3 号炉と同様なんですけど、可搬型に明日水素濃度同継続にと、SA 設備として配備しまして、直接、ニュアンス部の水素濃度を測定する手段を、
2:54:55	S S P、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:57	S A 設備として整備いたしました。そのため、ニュアンス水素濃度推定の手順は、整備しておりませんということで、
2:55:11	と設備の相違の④の方を修文しております。
2:55:16	続きましてコメントのナンバー2。
2:55:22	比較表の 20 ページをお願いいたします。
2:55:28	床面等が、
2:55:31	可搬型に明日水素濃度計測ユニットによる
2:55:35	手順についてだったんですが、伊方 3 号炉のニュアンス水素濃度、計測装置による手順と比較して記載してございました。そのときに、手順の②と③、泊。
2:55:51	伊方と泊とで記載がちょっと違いますよということで、タイムチャート等を比較して説明することというコメントをいただいております。
2:56:04	比較表の方 48、
2:56:08	48 ページをお願いいたします。
2:56:21	まず、泊の
2:56:29	タイムチャートについてご説明いたしますが、運転員、運転員現場、B がまず系統構成をするということで②の手順としてございます。
2:56:41	それに対して以下たさんは、運転員、中央制御室と運転員の現場が、系統構成を実施するというので、運転員の現場の系統構成については主電源、アニュラスの
2:56:56	水素濃度の計測装置の主電源の投入と投入確認を実施している手順を系統構成として記載してございます。
2:57:05	次に、③の手順の説明になりますが、
2:57:10	③、伊方さんは、災害対策。
2:57:16	本部要員の方が、
2:57:20	系統構成を実施して、
2:57:23	ユニットの接続と、藤ユニット側の電源を投入するといったと。
2:57:31	ところを系統構成と、
2:57:33	いうふうに、
2:57:39	接続、計測装置の接続及び系統構成を行うということで、手順の方に示してございます。一方で泊は、③番は電源操作を実施すると。
2:57:51	ということで記載してございまして、泊のタイムチャートで言う、操作手順の③に該当するところですねここ、うち、電源操作として書いてるんですが、
2:58:05	添付資料の方でご説明いたしますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:12	すみませんちょっとページが、
2:58:18	添付資料の1点。
2:58:21	10の67ページ。
2:58:24	ごめんなさい比較表ですね、比較表の67ページをご確認願います。
2:58:30	こちらの方で、衛藤。
2:58:33	3枚目の写真なんですけれども電源ケーブル接続ということで、こちらが電源操作ということで③として記載してございまして、
2:58:41	泊は電源操作を独立して3③として記載しているというふうに停電の方のそういう理由にも記載してございました。
2:58:51	衛藤。
2:58:52	ユニットの接続、電源操作といったニュアンス水素濃度計測ユニットの準備を実施することには、②と③で実施しているということで、伊方さんと泊とで、
2:59:07	準備のための系統構成及び電源操作を実施するということについては相違はございません。
2:59:13	ちなみになんですが1.9の方の資料をちょっと紹介いたしますが、
2:59:21	1点計の資料の50比較表53ページを確認、開いてください。
2:59:34	すみませんちょっと、ちょっとお待ちください。53ページですねはい。
2:59:38	こちらの泊。
2:59:41	ごめんなさい。
2:59:44	よろしいでしょうか。
2:59:45	可搬型格納容器内の水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視のタイムチャートを載せてございます。伊方3で主電源の確認。
2:59:56	操作を現場で実施する手順を記載してございましたが、とマリーの方については電源給電する手順については昨日の1.14についてにて整理してございます。
3:00:11	大井さんについても電源の主電源の確認、操作については、タイムチャートのほうには反映しておらず、移動と系統構成と、
3:00:24	下ん透水層、
3:00:27	ガス試料冷却用可搬型冷却ポンプ接続。
3:00:32	電源操作、現場の電源操作及び寄贈ということで、記載してございますのでこちらのタイムチャートの構成については大井さんと同様でなっております。
3:00:47	コメント回答リストについての説明は以上となります。
3:00:53	続きまして記載適正化箇所リストなんですけど、こちらについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:02	いいですかね。はい。
3:01:04	記載適正化や、誤記と、
3:01:08	反映をしてございます。
3:01:11	1.10の節ご説明は以上となります。
3:01:40	規制庁アキモトですそれでは、確認に入りたいと思います。で、コメント回答はわかりました。
3:01:50	んですけど、比較表取りまとめた資料の3ページ名で、
3:01:56	2-2の運用の相違のところ、
3:02:01	何々と同様であるみたいなの書いてはいないんですけど、
3:02:06	これはあれなんですか。泊オリジナルってことなんすか。
3:02:12	運用の沿いの①番については、アイネスの水素濃度の計測の準備班、すいません手順着手の判断基準こちらは泊オリジナルになります。
3:02:31	北海道電力古谷でございます少し補足させていただきます。先ほどの1.9側のですね、
3:02:40	可搬型のCV水素濃度の
3:02:43	ペ。
3:02:45	手順着手の判断を、
3:02:48	をご確認いただきたくて1-9-23ページをお願いいたします。
3:02:56	我々の設置している可搬型のアニュラス水素濃度計測ユニットというものが、CV水素の継続にとっては、同じ、ほぼ同じ
3:03:07	設備になってございまして、場所もですね設置場所も同じ場所に、ほぼ同じ場所にあります。
3:03:20	手順着手の判断を、
3:03:23	CV水素とアニュラス水素と同じにいたしまして、
3:03:27	設置場所も同じ、作業も同じなのでそこに
3:03:32	同時に、二名を1名ずつなんですけど二名を移動させて、作業させる。
3:03:39	手順着手にしてそれを有効性評価のタイムチャートのほうでもお示ししてございます。で、
3:03:46	アニュラス水素濃度の方もCV水素とあわせてまたはということで、してございまして大井さんは及びなんですけれども、またはの方が早期に
3:03:59	着手できますので、同等以上かなというふうに考えてございます。以上です。
3:04:07	規制庁アキモトですわかりました。ちなみにあれですか大井さん用は常設でありって書いてあるんですけど、可搬のものを使っている者も多いと同じ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:19	手順着手になってるっていいことですか。
3:04:24	衛藤伊方さんの東京電力小松でございます。伊方さんの判断基準についても、炉心損傷を判断してから現場に行くということで、伊方さんすいません、可搬型の
3:04:36	デンス計測ユニットを使用してるんですが、炉心損傷判断した後でいくということで、池田さんも親及びという記載になってございます。
3:04:50	以上です。
3:05:44	規制庁脇本ですわかりました。そういう理由のところ、嘘。もう少し書けるのであればちょっと工夫しておいていただければまた何回も聞かなくて済むので、
3:06:00	適正化できるのであれば適正化していただければと思います。
3:06:04	北海道電力小松でございます層位理由のところについて記載の適正化、こちらで検討して、持ち帰って検討して
3:06:15	いきたいと考えます。以上です。
3:06:19	規制庁秋本です。ちなみにこれは
3:06:22	一番下の行で設備の相違層位理由④って書いてあるんですけど、他のやつとかだったら運用の造岩運用の層位にしてるんじゃないかなかったですけど、どういうポリシーだったでしたっけ。
3:06:42	ですね。
3:06:45	運用の相違というところ、北海道電力小松でございます。運用の相違ということで考えて、記載してございますのは、判断基準の違いで運用の違いがありますと、
3:06:57	設備脳へ設計方針の相違は、設備の相違のそういう理由④で整理するというので、水素濃度感染の対応手順、常設と可搬大井さんが常設可搬でやってますよと。
3:07:11	泊は可搬を一番にして、
3:07:14	ごめんなさい。
3:07:15	常設は、
3:07:17	可搬が準備できたまでの手段として整理してますということで設備の用意の4側に、設備、ごめんなさい、設備の相違のことを書いてますよという記載でございます。
3:07:30	規制庁秋本ですわかりました。ちょっと読み方を間違えてました。はい。ありがとうございます。
3:07:36	それではその他ですけど、
3:07:44	1点だけなんですけど1. 10の33ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:49	どこでもよかったんですけど 33 ページで補、真ん中ぐらいにフォース ってあるじゃないですか。ええ。
3:07:57	これは何なんでしたっけ
3:08:00	可搬型ホースとフォースの書き方って何か違う。
3:08:05	違いを設けてるんでしたっけ何か、何かのときは、ホースなんかのとき は可搬型ホース。
3:08:13	北海道電力小松でございます。屋外で使う可搬型大型送水ポンプ車等で 使います。中に内容、内包物がない、内容物が、液体の
3:08:27	ホースについては可搬型ホースというふうに記載してございます。で、 衛藤こちら 33 ページの奉納ハウスは、ボンベのフォースということで 蒔田伊井に関しては、菅。
3:08:40	可搬型ということに記載せず、ただのコースとして、記載分けしてござ います。
3:09:05	規制庁アキモトですわかりました。で、1 個前のページー32 ページで、 この交流動力電源が健全だったら、
3:09:15	ニュアンス戻りナンバーを調整会西井
3:09:20	調整会ですね。
3:09:22	にしますって書いてあるんですけど。
3:09:25	何か、
3:09:28	井戸は意図っていうか、これはあれですかセンコーとかもそういう感じ ですか。SBOのときは別に、
3:09:37	ここが開いてなくてもいいっていう考え方ってよかったでしたっけ。
3:09:59	北海道電力、夏井でございます。まず、動力電源が健全Gにおきまして はアニュラス無理ダンパーこちら
3:10:09	アニュラスの圧力を一定圧力に一定の負圧に維持するために、調整開と なって、ファンの運転をします。
3:10:18	ただ、全交流動力電源喪失時においては、こちらのアニュラス戻りダン パーをフェイルクローズダンパになりますので、圧力の一定の調整って いうことはせず、
3:10:29	まずは2月分を負圧を維持して、空気中の放射能濃度を低減させると。
3:10:36	いった運転を実施します。
3:10:40	以上です。
3:12:31	規制庁唐木です。1.10-15 ページお願いします。
3:12:41	2パラ目のまた以降の記載なんですけど、ガスボンベから窒素を供給す ることにより、系統構成を行っていくという記載になってて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:54	意図は一緒なんですけど大岩ボンベだけで構成できるんですけど、あまりダンパの指導の話があるから、
3:13:04	そのあたりの記載でここにいないのかなというのがちょっと気になったんですけど。
3:13:13	北海道電力の藤田です。
3:13:17	昨日もありましたけれども、当初資機材というふうに整理をしておりましたので、その辺りは、こちらには反映できておりませんでした。ただ昨日も回答させていただいた通り、ちょっと今、方針を変えて、
3:13:33	検討中でございますので、
3:13:35	このあたり、改めてといいますか、現状の記載のままに、むしろなるのかなというふうに思ってます。
3:13:42	規制庁からいいさ。了解しました。私から以上です。
3:13:53	衛藤。規制庁平本です。一つ教えてください。
3:13:57	取りまとめ資料の3で今回、説明していただいた、
3:14:02	資料再支出排気隔離ダンパーを、現場で閉処置するって話ですけども、これはPW先行PWRプラントに実績のない、
3:14:14	調査であると書いてありますけども、
3:14:17	泊とマリ-3号でこれ一、
3:14:23	特にやらなければならないなくなった理由っていうのは何なんでしょう。
3:14:33	少々お待ちください。
3:14:51	と北海道電力古谷でございます。比較表の1の税1032ページに系統図が概略図がございましてそのページをお願いいたします。
3:15:08	はいニュアンス空気浄化ファンの排気ライン。
3:15:13	が、廃棄等で廃棄いたします。そこに、
3:15:18	各換気系の排気ラインが繋がっておりまして、
3:15:25	床工を閉めて、
3:15:30	経路を構成いたします。
3:15:33	一番上の方に書いてあるのが格納容器背景で、下の方に書いてある補助建屋背景なんですけどもこちらは、
3:15:43	フェイルクローズで電源がなくなれば閉まります。
3:15:50	資料最終形の資料歳出の排気系がフェイルオープンダンパになっておりまして、こちらを閉承知いたします。
3:16:01	先行電力PWRの電力では、プラントでは
3:16:06	この資料最終室会計のダンパーが、
3:16:11	フェイルクローズになっていて、泊のフェイルオープン、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:18	という設備になっているので
3:16:21	閉処置をしているという状況でございます。
3:16:25	少し細かい話になってしまいますけれども、もともとデービー設計基準の
3:16:33	設計として、
3:16:34	一次冷却材の喪失事象が発生したデービーとして発生したときに、
3:16:42	エースサンプリング、
3:16:45	とか一次冷却材のサンプリングとかですねCV内のサンプリングをするのに、資料最終形の
3:16:54	配管いを使えるように、サンプリングをするためには排気系が必要なので、
3:17:03	こちらをフェイルオープンにして排気系をデービーで使えるように設計をしました。朝ともに3号機としてですね、それでSA、
3:17:14	の時には閉処置をする必要があるという状況でございます。
3:17:20	以上です。
3:17:27	規制庁平本です。
3:17:31	LOCAのときに、サンプリング系を使わなければならないというのは、PW共通だと思いますけども、泊で特にそうした理由っていうのはあるんでしょうか。
3:17:43	江藤、北海道電力古家でございます。先行PWRですと、
3:17:50	サンプリングをするときに、まず、
3:17:54	私そ想像になってしまうんですけどもフェイルクローズダンパでも
3:17:59	デービー事象があった後に、現場で手動であれば、戸塚さんも、
3:18:07	試料採取系を生かせると思うんですけども、我々はその
3:18:12	現場操作なくデービーの場合ですね、デービーの場合は現場操作なく、
3:18:18	試料採取系を生かして、背景を生かしてサンプリングができるようにしたという設計で、少しDB設計が他社さんと違っているという状況でございます。
3:18:35	規制庁平本です。わかりました。ありがとうございます。
3:18:38	僕からは以上です。
3:18:43	規制庁秋本です今のは、何であれなんでしょうけどサンプリングしないと。
3:18:50	泊は、
3:18:51	なんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:54	泊はサンプリングをするんですけど。ちょっとそこだけ教えて、説明してもらっていいですか。
3:23:04	北海道電力古谷でございます。先ほどの資料、最終形の排気ダンパーについては、フェイルオープンという設計ではあるものの、デービーでは電源が、
3:23:20	復旧し、ディーゼル発電機で不復旧しますので、その場合にきちんとそのS信号で、この隔離ダンパが閉になりますので、
3:23:32	DB設計として、閉となるということに対しては、先行PWR凍土、同じでございます。以上です。
3:23:59	規制庁アキモトです何となく設計思想DBの時の設計思想もわかってきたんでちょっと今ご説明いただいた観点ってそういう理由のところ、
3:24:10	会期こんでもらってもいいですか。
3:24:16	北海道電力古谷でございます今、
3:24:19	すぐご説明した内容を書き込んで、わかるようにしたいと思います。以上です。
3:24:41	規制庁アキモトでその他、いかがでしょうか。
3:24:46	よろしければ53条側の説明をお願いします。
3:24:54	はい。北海道電力の1谷です。53条のご説明に入ります。比較表は資料5-4。
3:25:02	コメント回答リスト、5-6です。
3:25:05	コメント回答リストから参ります。コメント1番。
3:25:11	ですけれども、電源負荷として可搬が入っているか確認し説明することということでこれももとは比較表でいきますと53-7ページですけれども、
3:25:23	可搬型にラス水素濃度計測ユニットをに対しての電源供給のお話でした。
3:25:32	で、もともと常設代替交流電源設備しか書いてなかったんですけども、これらは、
3:25:39	可搬型の代替交流電源設備と代替所内電源設備にも負荷に見込んでいるということを確認いたしましたのでそれらを記載追加してございます。
3:25:52	回答概要の下の2パラグラフ目ですけど、アニユラス空気浄化ファン自体、ファンの方も同様ですので、同じようにその可搬
3:26:02	交流と、大体庄内の電源をお書き出してございます。
3:26:07	2番目、これは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:11	比較表 24 ページ目の系統図のお話でございます。
3:26:16	女川わあの、これ大井には系統図がなくて、女川に、
3:26:25	これは水素濃度でしたね、水素濃度監視の中央制御室に指示を示す絵がありましたと、泊の方に対してこの指示計、記録計に相当する記載が、
3:26:37	必要かどうかを確認し説明することと。
3:26:40	いうことをです。
3:26:42	こちら大井が書いていなかった、大井が欄がないものですから、女川と比較するとちょっと記載が足りないというように見えた。
3:26:53	というふうにも思っております。あ、ごめんなさいちょっとで、
3:26:57	技術的能力の方の資料ちょっと資料 5-2 の、
3:27:04	比較表なんですけども、
3:27:07	1. 10 の 47 ページをちょっと見ていただきたいと思います。
3:27:15	こちらですと技術的能力の方には大井も同じアニュラス水素濃度継続の系統図がございます。
3:27:25	す。そういう意味で、大井と同じようにですね、アニュラス水素濃度計測日当に対して、何でしょう、盤の名称。
3:27:36	中央制御室表示です。で盤の名称があります。
3:27:42	でそこで中央制御室で指示ができますと、というようなことを書くような形にして、技術的能力で使っているけど図と同じ系統図を
3:27:54	設備側でも入るようにしました。ですので見た目ちょっと女川。
3:28:00	とは違いますけれども、
3:28:03	技術的能力と整合を図り、技術的能力としては女川じゃない、伊波の記載にしていると、そういう系統図にしてございます。
3:28:13	同じ系統図 3、コメントナンバー 3 番、同じ系統図で、このアニュラス水素濃度計測ユニットから下にドレンライン前回書いていたんですけども、
3:28:23	ここまで、
3:28:26	今、大井の
3:28:28	技術的能力側の方にもそこまでは書いてませんので、それは書く書かないことにしました。
3:28:34	コメント回答は以上です。
3:28:36	記載適正化率と、1ヶ所だけちょっとご説明したいのがございます。
3:28:43	記載適正化リストのナンバー一番です。
3:28:46	文章の方で、
3:28:49	記載表現を、今回の修正で見直した部分がございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:53	女川では、水素濃度の上昇を抑制して、
3:29:00	とかいう表現があります。それは、53条で、女川、
3:29:07	R Bの水素をP A Rで除去する水素濃度制御設備を設けているというスタンスだからだと理解しました。
3:29:15	PWR泊は、水素排出設備を設けるという対応方針の違いがありますので、
3:29:25	そういう意味で大井と同じような表現を採用しましたがけれども、水素濃度の
3:29:31	を含む、足、
3:29:35	新の方でいきますと、
3:29:37	アニュラス部で混合された空気の放射性物質を低減し排出すると、ちゃんと排出っていうキーワードが入るような、
3:29:46	もの。
3:29:48	とか、
3:29:50	上昇抑制ではなくて、水素滞留しないようにしますと、というようなPWRよりの制限記載。
3:29:57	前回ちょっと女川に寄せ過ぎてた部分を見直しました。
3:30:01	という部分がございます。ご説明以上です。
3:30:06	規制庁アキモトですそれでは確認に入りたいと思います。
3:30:11	例えば今野さん、最後のところ、なんかもう寄せ過ぎちゃってっていうのは本当気をつけなきゃいけないところだと思うので、その他もないかどうかはちょっと確認はして、
3:30:25	同じような観点で設備違うのに、合わせ過ぎちゃったみたいなことはないように、宇和し、気をつけておいていただければと思います。
3:31:07	えと53の4ページで、
3:31:13	あれ、
3:31:16	昨日の会合のことを持ち出すわけじゃないんですけど、
3:31:23	下のパラでアース空気浄化ファンは、
3:31:28	ごめんなさい。また、Bあに汗全量排気弁は、
3:31:33	ポンペによる救急し、非常用直流電源設備により、
3:31:37	電磁弁を開弁することによって書いてあるんですけど。
3:31:42	昨日、常設代替交流電源設備ですって言ってなかったでしたっけ。
3:31:49	北海道電力の藤田です。そのように回答差し上げたんですけども、常設代替交流電源設備の下流側に、
3:31:57	直流があるというのが、系統、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:32:02	ですね、電源系統ですので、
3:32:04	間違っではないんですけど、記載の町は間違っていないんですけども、わかりにくい。
3:32:09	冷蔵のように見えてしまうっていうところがありますんでちょっとこの辺は、
3:32:12	記載を考えなきゃいけないのかなというふうに思いました。
3:37:36	規制庁アキモトです 53-4 ページの電磁弁の
3:37:44	電源も、
3:37:47	先行、
3:37:49	は、空冷式非常用発電装置って書いてるんで、
3:37:53	どこまで書くかっていう話はあるかもしれないんですけど、
3:37:58	合わせる必要があるのかどうかを県、
3:38:02	合わせるって言い方よくないですね、何々が適切なのか、検討してもらってもいいですかね。
3:38:09	北海道電力の井谷です。承知いたしました。
3:38:15	他、他の条文での議論も踏まえて適切な表現を検討したいと思います。
3:38:29	そうそうそう、規制庁秋本です。53 の 4 ページで、非常用直流電源設備によりって書いてあったんで、
3:38:37	53 の 5 ページ 2、主要な設備でいらんだっけって思ったんですけど、そこはどういう整理になりますか。
3:38:49	北海道電力の内谷です。
3:38:54	デービー側なので、そのページの一番下、その他、設計基準事故対象設備である部分を設計基準拡張として仕様と記載しています。
3:39:05	はい。
3:39:05	はい。
3:39:14	規制庁秋本です。わかりました現時点に現状においては整合がとれているということで、理解できました。
3:39:39	規制庁アキモトですが、53 の 22 ページで図面があって、
3:39:49	先ほどの先ほどのお話と一緒にですけどだからあれですねここで出てくる直流電源設備っていうのが、
3:39:57	前のところに出てきているのかどうかちょっとよくわからないので、ここは資料館の製法は必要なかもしれないなと思ってんですけど。
3:40:09	はい。22 ページの第 9-8-1 図。
3:40:15	はい。
3:40:16	この電磁弁に供給してる部分ですね。はい。前の部分の表現。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:24	と整合を図る。
3:40:28	描き方を検討したいと思います。北海道電力市田です。はい。
3:40:33	規制庁秋本ですちなみに、ずっと本文が整合してないみたいなのは去年の。
3:40:40	10月とかでしたっけ、2、
3:40:43	やってるので、
3:40:46	さすがに最低限は何ですかねその資料の中での整合性とか、他条文との整合性とかは、
3:40:54	はかっておいていただければと思いますとね何か、大分前から言ってるなっていうぐらいなんですけど。
3:41:03	すいません。
3:41:05	53の24ページで、
3:41:09	これは、
3:41:12	黄色の枠があって、これ何なんだっけって思ったんですけど。
3:41:18	わかります。
3:41:20	北海道電力井谷です24ページのエとし、真っ白の黄色い枠のことですね。
3:41:27	これすみません前回からの変更点を黄色で囲ってるんですが、前回か、系統図にはここにドレンラインが書いてありました。
3:41:37	これを経験しましたっていうのは、
3:41:40	コメント回答の方にはいい、はい。
3:45:19	規制庁アキモトですそれで先ほど石谷さんからご案内していただいた1.10の40、47でしたっけ。
3:45:31	47ページさっき、
3:45:34	話し合っ、
3:45:37	ちょっと思っ
3:45:39	と思ったんですけど凡例のほう刷って…になってるんですけど、さっきあの波線とかじゃなかったでしたっけ、ここ、ものによって、何かあれですか、変えてるって感じですか。
3:46:35	そうですね今、
3:47:06	北海道電力小松でございます。ホースの記載については点線を使ったりなみ線使っているところがございますので、記載については検討させ、このままとさせていただきたいと考えております。以上です。
3:47:24	規制庁秋本説明
3:47:27	判例を見ればわかるということで、理解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:47:59	規制庁秋本ですその他規制庁側から何かありますでしょうか。
3:48:06	宮本ですけど、ちょっと申し訳ないんだけど終わったやつでもいいから、
3:48:14	規制庁脇本ですもちろんむしろ、今日は終わっておりませんか、はい、どうぞ。
3:48:21	宮本ですけど、ちょっとどれでもあれだけ資料今持っているのは3-4なんだけど、この51条で、
3:48:30	比較表で、
3:48:33	この後11月、
3:48:35	比較表で取りまとめた資料の2ページ。
3:48:43	これ油の油っていう電源の話っていうか救急の話が書いてあると思うんだけど、
3:48:50	この右側が泊の実績だと思うんですけど、これの下側の、
3:49:01	常設のディーゼル発電機の燃料移送ポンプを使ってやるやり方がありますって書いてあるんですね。
3:49:09	これ電源側の話になる。57条がメインになると思うんだけど、
3:49:14	これは泊オリジナル
3:49:21	北海道電力古谷でございます。美浜3号炉で実績のある手段でございます。以上です。
3:49:34	わかり、それであれば、例えばこういうのは美浜さんで実績があるとか書いといてくれないと、多分わからないかなと思うんですけど、いいですか。
3:49:44	はい。北海道電力の内谷です。このシートいろんな条文で使っていますので、美浜と同様というような文言を書き加えるようにいたします。
3:49:58	それで、続きなんだけど、その上で、
3:50:02	これっていうのは、
3:50:05	SA設備としてこのディーゼル発電機燃料移送ポンプを登録するってことを言われてるってこと。
3:50:14	北海道電力の木谷です。SA設備として、燃料輸送ポンプを入れることにしています。この条文、
3:50:24	だと、燃料移送ポンプっていう言葉が出てくるのは、
3:50:30	51はありました。
3:50:37	うん。
3:50:39	そうです。51条だとないので、これは52条の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:50:45	資料 4-4。
3:50:49	項を見ていただいたら、ポンプ車の記述が出てきた気がしますので、少々お待ちください。
3:51:03	出てこないか。出てきた比較表の 52-8 ページ目。
3:51:08	ご確認をご覧ください。
3:51:12	格納容器内水素濃度計測ユニットでサンプルガス-9 冷却にポンプ車を使うんですが、このページの上から 3 パラグラフ目で、
3:51:22	可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、貯留槽と移送ポンプと可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とするという、まず文章で記載してございます。
3:51:35	主要な設備は以下の通りとするって書いて、
3:51:39	ポツの一番下、燃料補給設備というのが記載しておりますけれどもこれが詳しく書いているのが、57 条になるんですけども、
3:51:50	54 条にいきますと、燃料補給設備の中の衛生設備として、ディーゼル発電機燃料移送ポンプも挙げてございます。
3:51:59	以上です。
3:52:06	わかりました。これ記載のルールとしてはあれですかであればこの
3:52:12	今言われたところはいいけどさ、資料 3-4 の、
3:52:17	51-6 とかにはそういうものを書かないんですか。
3:52:30	あほ。北海道電力の石谷です。
3:52:34	はい。51 の 6 ページに関しては、
3:52:39	第、可搬型代替交流電源設備の中に、その貯留槽、移送ポンプ、タンクローリーを含めて、
3:52:49	可搬型代替交流電源設備だと。
3:52:52	いう整理を 57 条の方でしておりますので、この中に入っていると。
3:53:02	あ、
3:53:03	はい、翁長ワ一の可搬型代替交流電源設備とかも同じように燃料設備を含めて整理しているので今回泊はそのように整理いたしました。
3:53:13	以上です。
3:53:16	深山です。わかりました。問題ないのかもしれない。その表現上、入る場合と入らない場合が、
3:53:27	あるのかなと思ったら、基本的にはないってこと。可搬型、
3:53:32	可搬型設備でいうと全部入る、常に入らるっていう整理をされてるってそういうことですか。
3:53:40	北海道電力の一井谷です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:53:43	電源側の設備として、常設代替交流電源設備の中には燃料入っています。
3:53:50	可搬型代替交流電源設備の中にも燃料が入っています。で、代替所内電気設備の中にも燃料設備は入っています。
3:54:03	で、ポンプ車を書いた時、ポンプ車を個別名称で書いた時は、燃料系が入っていませんので、そのときは、燃料補給設備と、
3:54:15	いうものを具体的な設備ポチの中を書くということにして、していますというか、ちょっと一時ぶれたバージョン
3:54:25	がもしかしたらまだあるかもしれないんですが、今その整えて、
3:54:31	おります。
3:54:32	はい。
3:54:34	わかりましたちょっと私気になったのは、その辺の統一ができてるかなと思ったのでそこはよく事業者で確認してください。あともう1点はここにある、我々、
3:54:44	すいません、取りまとめた資料2のバルブがあると思うんだけど、
3:54:51	このバルブは結局、バルブっていうのはディーゼル発電機燃料移送ポンプの周辺バルブなんだけど、
3:54:58	これはあれですかで答弁ですかこれ全部。
3:55:04	北海道電力古谷でございます。この辺りは手動弁、手動操作の、
3:55:11	現場弁です。以上です。
3:55:15	あ、はいわかりました。はい。私の方から以上です。
3:55:22	規制庁秋本です。
3:55:24	それではあとは、IVですかね。だけどターボ別に、今までの作りと同じっていう感じでいいですかね。
3:55:36	そうですね。北海道電力藤田です。ちょっと唐木です。
3:55:39	パワポなんですけども、5月25日をイメージ、
3:55:46	5月の会合をイメージしてますけども、このように、ちょっと今、ずらっと並べてますけども、本日お出しするのはこの黒のところ最終的にはこれが全部塗られるというふうに考えてますが、
3:56:01	ただ、1.2と1.3と1.14は、適合性を示すというよりもコメント回答させていただくという形になると思いますんでちょっと、
3:56:09	最終形ではないです。今このような形で作り込んでますというのをちょっと本日お持ちしました。
3:56:18	1.21. 31.11、先に審査会合させていただいてはい終わったやつですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:57:26	規制庁アキモトですわかりました。はい、パフォー何かコメントありますでしょうか。しつつ、確認したいこと。
3:57:37	はい。
3:57:41	ではじゃあ、よろしければ、今日のヒアリングはこれぐらいで押印したいと思うんですけど、規制庁側から、全体として何かありますでしょうか。
3:57:53	はい、よろしければ、じゃあ、北海道電力は何か言い足りないことありますでしょうか。
3:57:59	北海道電力特にありません。
3:58:04	欠損数のことが、
3:58:08	えっと、北海道電力の内容です。
3:58:12	資料4-4で、
3:58:17	P A Rとイグナイタの系統図。
3:58:20	52-31 ページと 32 ページ。
3:58:24	大井にはないがっていうことについてですね、伊方に、は、伊方のまとめ資料には、P A Rの系統図イグナイタ抜けと図がございました。で、
3:58:36	ただ、伊方と同じ書き方してるかという、そうではなくて、これもまた
3:58:42	大井も、技術的能力の方には、P A Rのこの同じような系統図があるので、技術的能力、
3:58:51	大井と似てるような系統図を、を仕上げておまして、それと同じものを、設備側 52 条に貼っていると。
3:59:01	今そういう作りで作ってございます。
3:59:03	はい。以上です。
3:59:06	規制庁秋本ですわかりました。そしたら技術的能力側の資料かもしないんですけど、設備側のところにも並べてもらった方が、
3:59:18	妥当性を確認できるかなと思うんで、はい。そ。
3:59:23	別に、
3:59:25	設備側じゃなくても構わないんで、なんすかね。それこそリファレンスしてるものを並べといてもらえたらと思うんですけど。
3:59:37	はい。北海道電力の井谷です。はい。技術的能力 1.9 より引用とか流用とか書いて多いの大物を張るようにいたします。はい。
3:59:50	規制庁秋本です。わかりました。じゃあ、全部でこれでよろしいでしょうか。はい、じゃあ、以上でヒアリングを終了にしたいと思います。お疲れ様。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。